

議 事 日 程

開議日時 令和7年2月27日(木)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 議第1号ないし議第15号、議第17号ないし議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第32号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号、議第217号、議第220号、議第221号及び議第239号
令和7年度京都市一般会計予算 ほか30件
- 第3 議第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 第4 議第20号 京都市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第22号 京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第25号 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第27号 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第28号 京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第29号 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第30号 京都市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第31号 京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第33号 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第34号 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第37号 京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第40号 京都市議会議員及び京都市長の選挙の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第41号 関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の設定に関する協議について
- 第17 議第42号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
- 第18 議第219号 京都市国際親善交流基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第222号 京都市中央保護所条例を廃止する条例の制定について
- 第20 議第223号 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第224号 京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第225号 京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第226号 京都市市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例の制定について
- 第24 議第230号 京都市壬生東市営住宅新1号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第25 議第231号 京都市養正市営住宅新2号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第26 議第232号 京都市養正市営住宅新3号棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第27 議第233号 京都市三条市営住宅S1棟（仮称）新築工事請負契約の変更について
- 第28 議第234号 市道路線の認定について
- 第29 議第235号 市道路線の廃止について
- 第30 議第236号 損害賠償の額の決定について
- 第31 議第237号 動産の処分について
- 第32 議第238号 訴えの提起について
- 第33 議第240号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- 第34 議第208号ないし議第216号、議第218号及び議第227号ないし議第229号 令和6年度京都市一般会計補正予算 ほか12件（予算特別委員長報告）

~~~~~

〔午前10時1分開議〕

**議長（西村義直）** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。山本しゅうじ議員とくまざわ真昭議員とにお願いいたします。

~~~~~

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願4件及び陳情1件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第2、**議第1号ないし議第15号、議第17号ないし議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第32号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号、議第217号、議第220号、議第221号及び議第239号令和7年度京都市一般会計予算ほか30件、以上31件を一括議題**といたします。

昨日の議事を継続し、質疑を続行いたします。加藤あい議員に発言を許します。加藤議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

**加藤あい議員** 左京区選出の加藤あいです。日本共産党市会議員団を代表して市長に質問いたします。

物価高騰の下、市民の暮らしを支える政治の役割が問われています。自民、公明政権は、大幅に軍事費を増やし、大企業には大盤振る舞いをしていますが、そこにメスを入れれば、社会保障や教育など国民生活を支える予算を大きく増やすことができます。日本共産党は、消費税の引下げを求めています。大企業、富裕層への応能負担で生み出せる15兆円の財源で可能です。我が党は、企業団体献金禁止はもとより、アメリカ言いなりに軍拡を進める政治を変え、戦争準備よりも国民の暮らし最優先の政治を実現するために全力を尽くすものです。

質問に入ります。松井市長の下で初めての通年予算案と新京都戦略が示されました。私は、内容について三つの問題点があると考えています。

第1は、市民生活第一の徹底と言うものの、むしろ市民の暮らしに追打ちを掛ける予算案となっていることです。国民健康保険料の32億円、10.35パーセントもの引上げが示されました。今後5年間は毎年保険料を上げるとしています。市長、この物価高騰の折、なぜ、値上げを回避しないのでしょうか。国民健康保険制度の本質は、国民皆保険制度の基盤、社会保障であり、憲法の生存権保障です。高い国保料を払えずに医療に掛かれず手遅れで亡くなった方を本市で発生させた痛苦の教訓を忘れてはなりません。

また、敬老乗車証制度改悪や民間保育所補助金削減の継続、市バスの減便も示されました。これでは、市民生活第一は看板倒れだと言わなければなりません。京都の都市の魅力と活力を向上させることを、市民生活の豊かさにつなげるというのではなく、市政運営のど真ん中に市民の暮らし応援を据えるべきです。

食材提供を行ってきた左京連帯広場のアンケートでは、物価高騰下でも収入に変化がない、または下がったとの回答が半数を超えました。節約しているものは、食費や電気、水道、ガスが全年代を通して多数を占め、節約できない、負担が大きく支援が必要なものとして、消費税減税、国保料引下げ、医療費負担軽減が挙げられました。30代、40代は給食費無償化が多いのが特徴でした。我慢させているのは娘のお代わり、子供の習い事を我慢させるのがかわいそう、学費が高くて苦しいなど暮らしの悲鳴があふれています。市長、物価高騰の中で、エンゲル係数が43年ぶりに上がるような事態で、家計が圧迫され市民が苦しんでいます。さきの11月市会に我が党議員団は、無所属議員と共に子ども医療費の無料化と給食費無償化の条例を提出いたしました。全会一致で市立学校の給食費の無償化を求める決議も採択しました。市長、食費や電気代などを削って教育費に回さざるを得ない子育て中の世帯の実態について、どのようにお考えですか。子供の基本的人権に対応する部分は最低限公費で賄うことが必要ではありませんか。認識をお聞きます。

小中学校給食費無償化について、市長は、任期中に実施する道筋をどう付けるのかお答えください。一刻も早く実施すべきと考えますが、いかがですか。

また、子ども医療費支給制度の18歳までの拡充を求めます。

新京都戦略では、医療、介護、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域づくりが掲げられていますが、本市が2022年に行った介護事業者アンケートでも、職場定着の点で厳しい状況に立たされている事業所

が少なくないことが明らかになりました。介護職員が不足している事業所は75.3パーセントを占め、前回調査より割合が高くなっています。市長、深刻であると認識されていますか。医療、介護従事者のための人件費補助金など市独自の対策を率先して行うべきではありませんか。いかがですか。

三つの問題点の二つ目は、大型公共事業推進、海外・首都圏企業誘致促進、市外から稼ぐ力を呼び込む政策を進めていることです。

来年度予算として、鴨川東岸線第3工区1億4,100万円、総事業費111億円の京都駅改造に12億6,000万円。新京都戦略では、堀川地下バイパス、国道1号線、9号線バイパスなど大型道路建設が示されました。また、大阪・関西万博関連事業、MICE誘致に加え、海外・首都圏企業の呼び込みと優遇策を加速しています。市債発行は、これまでよりも毎年50億円多い450億円を目安にするとされました。過去負債を2038年まで毎年35億円ずつ返すとしながら、50億円新たな借金を増やしていくこととなります。金利上昇のリスクもあります。以前、行財政審議会では、平成初期の大規模投資に伴う重い公債費負担、地下鉄への財政支援が本市財政の厳しさの要因とされました。将来への負担を増大させるような新たな大型道路建設や過剰な投資は、同じ過ちを繰り返すことになるのではありませんか。経済政策は、既存の中小企業への支援を軸に据えるべきです。

都市再生緊急整備地域拡大やサウスベクトルによる規制緩和、一部企業への税制優遇は極めて重大です。

(パネルを示す) パネルを御覧ください。京都駅周辺の都市再生緊急整備地域を更に拡大しています。京都郵便局の建替えの大幅な規制緩和をはじめとして都市開発事業は26となっています。そもそもこのように無限定で業務地域を拡大していくことが本当に京都らしさなののでしょうか。また、手数料新設を定める条例が提案されているとおり、新たに都市再生特別区を定めようとしています。都市再生特区は、用途規制や形態規制の制限は適用せず、事業者による計画提案をそのまま認めるものであります。京都市も丸の内のように、東京都都心地域の特区のような道を行くのでしょうか。無理にミニ東京、ミニ丸の内を目指して果たしてうまくいくのでしょうか。京都のまちの特質は、三方の山々と大小の河川、豊かな自然環境と文化財、景観に恵まれながら、商業や工業、住まいが混在した中低層の居住地があることです。そんな特質を持つ京都のまちが学ぶべきは、東京の高層ビル群の町並みではなく、落ち着き、活力もあるヨーロッパのような町並みではありませんか。ヨーロッパの大都市は中低層高密度の都心を持っています。都心の業務地域を拡大するのではなく、むしろコンパクトにして、それぞれの居住圏域に生活の拠点を据えていくことが重要です。認識を伺います。

我が党議員団は、先般、世界遺産保護条例の骨子案を発表し市民意見を募集しているところであります。京都のまちの景観と住環境を守り引き継ぐことこそ必要です。

三つの問題点の三つ目は、公共の再構築のための行政の体制強化が見えないことです。

能登半島地震などでは、公共の機能不全が明らかになりました。公務員削減が大きな影を落としています。本市は、消防職員は150人も削減して2交替とし、僅か10人増で社会情勢に応じることができるのでしょうか。3交替に戻すべきです。

区役所については、今回、地域・企業など多様な主体、人と人をつなぐ結節点と示されました。必要なことは、税、医療衛生、保健所など集約化してきた行政体制を区役所に戻す区役所行政の強化です。マンパワー不足が復旧の妨げになる教訓からも、自治体職員体制を充実し増員することを求めます。障害保健福祉事務の民間委託や市民窓口課と保険年金課の統合はやめるべきです。新しい公共として、行政のやるべき仕事を曖昧にしてはなりません。いかがですか。

以上、ここまでの答弁を求めます。

**議長（西村義直）** 松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** おはようございます。加藤あい議員の御質問にお答え申し上げます。

私の市政運営の基本姿勢についての御質問を頂きました。私は、市民対話会議やパブリック・コメントでの様々な声を受け止め、任期中の政策の方針、新京都戦略において、福祉、健康、医療や教育・子育て環境の充実など、市民生活第一の徹底をまず初めに掲げております。

戦略を本格展開する令和7年度予算案では、第2子以降保育料無償化、ヤングケアラーの支援など、子供、若者を社会全体で共に育む取組や、介護、看護の担い手確保対策など、市民の生活、健康を支える環境づく

りについて、しっかりと予算を確保したつもりでございます。

教育、子育て環境の充実については、この間の学校給食の無償化や子ども医療費支給制度の更なる拡充を求める全会派一致の決議を重く受け止め、学校給食の無償化については、国に支援制度の創設を働き掛けるとともに総合的に検討することとしており、子ども医療費支給制度については、中学生までの通院医療費の更なる制度拡充に向け府市協調で着実に取り組んでまいります。

打ち出の小づちがあるわけではありませんし、将来世代のことも常に念頭に置いて、限りある財源の中で市民生活を守る政策を持続可能な形で実施していくことが責任ある姿勢だと私は考えております。京都のまちの魅力を更に向上させ、担税力の強化につなげ、将来世代に過度な負担を残さない、安定した財政運営を確立することが欠かせないと考えております。新京都戦略に掲げる挑戦的な取組を強力に進め、都市の活力の向上を市民生活の豊かさの向上につなげる更なる好循環を創出し、大切なことは、誰もが幸せを感じ、そしてやりがい、活躍できるまちを実現していくことだと考えております。

以下、関係理事者から御答弁申し上げます。

**議長（西村義直）** 藤田監察監。

〔藤田監察官登壇〕

**監察監（藤田洋史）** 職員体制についてでございます。

本市はこれまでから持続可能な行財政を確立するため、市民サービスの向上を図りつつ、委託化や業務見直し、デジタル化などにより効率的な執行体制を構築してまいりました。今般お示ししております。新京都戦略案においては、基礎自治体としての市民生活第一の徹底を政策の基本に据えており、また職員体制についても、これまでのような削減目標を設けず、市民の安心・安全や戦略的な都市経営の推進、新しい公共を第一線で担う区役所の機能強化など行政需要に的確かつ迅速に対応できる組織体制の構築を掲げているところです。引き続き、持続可能な行財政運営や労働力人口の減少等の観点を踏まえつつ、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる体制を構築してまいります。

**議長（西村義直）** 神田財政担当局長。

〔神田財政担当局長登壇〕

**財政担当局長（神田広貴）** 大型公共事業の見直しについてでございます。

公共投資については、将来世代に過度な負担が生じないよう適切なコントロールが極めて重要です。新京都戦略においては、持続可能な行財政運営を確立していく中でも、公共施設の老朽化対策をはじめ、必要な投資を計画的に実施できるよう長期的な視点に立ち、将来過度な負担が生じない範囲として当面の市債発行額について年450億円程度を目安とすることを掲げました。今後も社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、市民の命と暮らしを守り、企業活動の活性化や市民サービスの向上などにつながる公共事業について、費用対効果も見定めながら着実に実施してまいります。

なお、京都経済を力強く成長させていくうえでは、中小企業等の持続的な成長発展が重要であり、引き続き中小企業等の下支えや更なる成長の後押しなどを含めた経済政策を実施し、市民生活の豊かさの更なる向上につなげてまいります。

**議長（西村義直）** 簗都市計画局長。

〔簗都市計画局長登壇〕

**都市計画局長（簗哲也）** 都市計画についてでございます。

本市では、保全再生創造の基本方針の下、まちづくりに取り組んでいます。豊かな自然的風土、ゆとりある住宅地、職・住が折り重なる歴史ある市街地等である保全再生ゾーンと今後の京都の力強い発展を担う創造再生ゾーンの間での活力の好循環を目指しています。特に京都駅南部では、都市の活力を伸ばす新たな拠点形成を目指し、都市計画を見直したうえ、都市再生緊急整備地域の拡大、サウスベクトルの取組を進めています。京都ならではの新たなオフィス・ラボの集積、ビジネス拠点の創出は、今後の京都のために不可欠な施策です。

また、鉄道駅周辺など地域中核拠点エリアにおいては自然風土、景観に配慮しつつ、特性に応じた働く場の創出など多様な都市機能の集積を図るコンパクト・プラス・ネットワークの考え方の下、まちづくりの取組を進めております。

引き続き、各地域のポテンシャルを最大限引き出せるよう取り組んでまいります。

議長（西村義直）加藤議員。

〔加藤あい議員登壇〕

加藤あい議員 御答弁を頂きました。

市長、将来世代にツケを残さないと言うのであれば、大型公共事業こそ見直すべきです。今、暮らしの応援が、最も切実な市民の願いです。市政運営のど真ん中に市民の暮らし応援を据えることを、重ねて求めておきます。

次に、北陸新幹線延伸計画について伺います。昨年末、事業を進めてきた与党PTは、多くの懸念と反対世論の広がりの中、年内ルート選定と2025年度着工を断念せざるを得なくなりました。我が党は、一貫して延伸計画を中止し、サンダーバード復活こそと訴えてきました。50年以上前の整備計画に縛られる必要はありません。在来線を復活すれば財政負担も掛からず、北陸本線や湖西線も今までどおり守ることができま。多くの住民に喜ばれる最も現実的な提案です。南海トラフ地震が30年以内確率80パーセント、人口減少、少子高齢化社会の下、埼玉県八潮市の事態を見ても、既存インフラのメンテナンスにこそ力を入れるべきであります。5兆円も掛けて30年後の新たな大量輸送機関を造っている場合なのか、今の時代にどこに税金を投じていくべきなのか、本質的な問題が問われているのではありませんか。市長の御認識を伺います。いかがですか。

京都市資料によると、本市事業者の地下水への依存割合は、酒造業で97.4パーセント、染色業65パーセント、金属製造業で61.3パーセント、食品製造業、浴場でも約5割を占めています。市長も四つの懸念として、財政負担、残土処分、交通渋滞と併せて地下水への影響を挙げています。

昨年10月、国交省は、自民党京都府連に、市営地下鉄東西線太秦天神川駅、二条駅間のシールド区間について井戸の補償件数はゼロとされている、周辺井戸への影響はほとんどないと説明しました。北陸新幹線延伸で予定されているシールド工法は問題がないというのです。しかし、実際はそうではありません。（パネルを示す）パネルを御覧ください。地下鉄東西線工事、太秦天神川から御陵駅の区間の井戸の補償は290か所、そのうち101か所、3分の1がシールド区間が占めていたことが交通局の資料で明らかになりました。重大な影響があったにもかかわらず、不都合な事実を明らかにせず事業を推進することは、行政機関としてあるまじき行為です。また、国交省は、水を通さない地層である難透水層で、浅い帯水層と深い帯水層が分かっていると説明していますが、実際には、きれいに分かれています。断層に切られ、盆地周辺では乱れています。シールド工法は、上下が混ざり合って形成されている本市の多様な地下水の量と質に大きな影響を及ぼす可能性があります。市長、懸念は深まったのではありませんか。いかがですか。

次に、宿泊税について伺います。税額と税区分の見直しが示されました。観光政策の基本は、住んでよし、訪れてよしですが、地域では、オーバーツーリズムによって、住んでよしが崩れており、総量規制が必要な段階になっています。しかし、税額の算定根拠である財政需要額については、観光課題の解決は全体の2割もありません。その一方で、都市基盤整備として、堀川地下バイパスや、1号線、9号線バイパス、京都駅の改造までもが上がっています。むしろ車を呼び込むことは文化観光都市として魅力を高めるという税の目的に逆行するのではありませんか。そもそも、状況の変わりやすい財源を当てにして都市基盤整備を行うというのは、財政論としてもあるべき姿ではありません。税額の算定根拠に疑問があります。

また、税区分についても、昔ながらの旅館や民宿の方などから物価高騰の影響や支援策打切りなどで、むしろ日本人旅行者が減っており毎日空室がある、宿泊税が倍になればそうした状況に拍車を掛けるのではないかとの声が寄せられています。旅館や民宿を守る措置を検討すべきです。いかがですか。

次に、住居専用地域等の民泊規制について伺います。昨年、北白川小倉町への民泊施設が開業される計画に対し住民の懸念が広がりました。民泊営業が行われると、静ひつな住宅地としての性格が損なわれ、地域の独自性と住民の生活の質が脅かされるとの声が上がり、規制強化を求める署名が97世帯の町内で合計182筆も提出されました。請願も提出され、11月市会では、第一種低層住居専用地域における届出要件や運用の厳格化、市独自の検討を求める決議が採択され、今年1月6日には生活実態を確認できる書類の提出が要綱に明記されました。住民の皆さんの運動の成果です。新法施行から6年になりますが、党市会議員団は、条例提案時、修正案を提出し、住居専用地域と細街路沿いを通年規制とするよう求めてきました。実際、神戸市、明石市、兵庫県、大阪市などでは、既に住居専用地域について、全ての期間、実施制限を掛けています。当局は、民泊を1年中禁止するいわゆるゼロ日規制は法の趣旨に反すると言いつけてきましたが、ゼロ

日規制をしている大阪市、神戸市では、訴訟案件は生じていません。

住宅宿泊事業の総施設数は、昨年12月で775件。コロナ禍前を上回り、増加傾向にあります。条例附則には施行後3年を経過した場合、検討を加え、必要があると認めるときは必要な措置を講じるものとして定められています。国においての見直しが行われていないため検討はしていないと当局は説明していますが、民泊施設が増加傾向にあることから、他の自治体の状況を掌握し、見直しを検討し、住居専用地域、細街路沿いは通年規制とすることを求めます。いかがですか。

次に、市営住宅について伺います。市営住宅は、2025年1月末現在で、79団地、523棟、2万2,500戸となっていますが、空き住戸が6,700戸と3割にも上っています。しかし、公募、改修方針があるのは僅か400戸、2パーセント未満です。背景には、住宅マスタープランや市営住宅ストック総合活用指針での管理戸数削減方針があります。市営住宅にお住まいの方からは、高齢化で自治会を解散した、草引きが困難などコミュニティ機能の低下を懸念する声が上がっています。空き家が放置され、住環境が悪化しているのです。目的外使用が進められていますが、その前に、本来の目的で使用されていません。公営住宅法には、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備するとあります。自治体住宅政策とは、地域コミュニティに生きる住民の要求に根差し、住まいと生活の質を向上するために市場に介入する公的手段のことです。昨今の地価高騰により、適切な住宅確保が困難になっています。公営住宅の削減は民間住宅の高騰に一層拍車を掛けることとなります。アフォーダビリティ、適正な住居費負担を実現するため、公営住宅を積極的に改修・公募し、住宅相場を引き下げるべきです。

来年度、ストック総合活用指針の見直し点検が行われます。よって、4点求めます。第1に、危機的な財政状況を前提に策定された削減ありきの方針は見直す、第2に、積極的に改修し多様な世帯の居住を実現していく、第3に、門川行革の負の遺産である家賃減免制度の改悪を見直し家賃を引き下げる、また、入居基準については、5都市が行っている子育て世帯住宅の入居収入基準の引上げを本市においても実施する、第4に、単身者住宅について若者の入居を認めることで魅力あるストックづくりと住み続けられるまちづくりを求めます。いかがですか。

養正市営住宅では、住みよい養正地域を考える会が団地住民や学区民、建築家の皆さんにより結成され、運動が続けられてきました。しかし、団地再生計画は、まちづくりの主役である住民を脇において276世帯の住民の多くが反対する中、独り暮らし35平米という狭小住宅含む三つのパターンの住戸プランに限定されました。ストック総合活用指針においては、団地再生事業等による新築住棟にはコミュニティ・ミックスに配慮した住戸を計画していきますとしているにもかかわらず、実際には、ファミリー層向けの住宅を増やしてほしいとの要望に対し、空いた土地の活用で考えるとされてきたのです。本来、団地再生計画で建て替える公営住宅本体でこそ多様な世帯が住み続けられる地域を作る、コミュニティ・ミックスを踏まえた計画とすべきではありませんか。いかがですか。

最後に、不登校児童生徒への支援、教員不足解消について伺います。不登校児童生徒は、全国でも大幅に増加し、本市でもピークを更に大きく超える3,151人となっています。教員の精神疾患による病休者は昨年度は年間87人ですが、今年度は上半期で52人と増加傾向です。学校が子供にとっても教員にとっても安心できる場になっていません。また、親も不登校離職と言われるように、低学年の場合付き添う必要があるため、仕事を制限せざるを得ない状況で、大変な苦境に追い込まれています。学校に子供を合わせるのではなく、ありのままの子供に学校を合わせる、不登校の原因を探求するのではなく、どうすれば来てくれるか考えることが重要です。ヨーロッパの国では校則はほぼありません。教員は専門職で自由で自律的、20人前後の少人数学級です。不登校の深刻さは子供の責任ではなく、公教育の側に課題があるのではありませんか。教育長の認識を伺います。

また、子供がフリースクールや居場所等へ通う親への経済的支援は、亀岡市、舞鶴市、近江八幡市、草津市などが実施しています。本市でも実施を検討すべきです。不登校特例校は定員が埋まっており、校内での居場所も、子ども支援コーディネーターも不足しています。子ども支援コーディネーターを全中学校区へ配置し、子供たちが学びたいときに学べる環境を整えていくことを求めます。

教育の自由度を高めるためにも、教員のウェルビーイング向上のためにも、教員の負担軽減が重要です。教員未配置校はもちろん、定数を満たしていても、長時間、過密労働は深刻です。想定外の休職者、産休代替が必要になった場合は穴が開く、年休も取れずかつかつ、小学校5年生まで35人学級だけど、30人以下な

らみんなが見えるとの先生の声が寄せられています。国の9,000人にも及ぶ定数削減は論外と言わなければなりません。緊急に基礎定数を増やし、教員の1日のこま数を減らすよう求めるべきです。いかがですか。

また、京都市教育委員会としても、定数を満たすことはもちろん、定数よりも多く教員を採用すること、30人学級を中学3年生にとどまらず、ほかの学年においても実施することを求めます。

以上で、私の第1質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** 松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** 引き続き、加藤あい議員の御質問にお答え申し上げます。

北陸新幹線延伸計画について御質問がございました。

北陸新幹線は、日本海国土軸の一部を形成するとともに、災害時には東海道新幹線の代替路線としての役割を果たすものであり、国策としての意義は十分認識しております。しかしながら、これまで様々な場で申し上げておられますとおり、京都の貴重な地下水の量と質への影響、建設発生土への対応、工事期間中の交通渋滞、そして市財政への大きな影響、この四つの懸念、そして西脇知事も指摘されている文化、歴史的建造物等への影響について市民の皆様の理解を得ることが不可欠だと考えております。特に地下水への影響については、ボーリング調査結果も含め、十分な科学的根拠に基づいた専門家間での議論が必要であるだけでなく、市民の皆様、事業者の皆様の体感的な納得を得ることが重要だと考えております。

また、市財政への影響についても、市の将来を考えると、今後の投資余力をいかなる事業に振り向けるかと、そのいかなる事業に振り向けていくことが適切であるかという観点も含めて慎重な見極めが必要だと考えております。

引き続き、京都府としっかりと緊密に連携し、国や機構に対して地下水の影響も含めまして、先ほど申し上げました四つの懸念について、慎重かつ丁寧な対応を求めてまいります。

以下、副市長及び関係理事者が御答弁申し上げます。

**議長（西村義直）** 竹内副市長。

〔竹内副市長登壇〕

**副市長（竹内重貴）** 宿泊税についてでございます。

今回の宿泊税の見直しは、近年における観光課題の再燃やそれに伴う観光に対する市民意識の減退、あるいは観光客の一部エリアの集中といった課題に直面する中で、多様で奥深い魅力をいかした観光の推進や市民生活と観光の調和、両立の更なる推進に関する施策の財源を確保するとともに、負担の更なる公平を図るために行うものです。

宿泊税の税収を有効に活用して、旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化や魅力発信支援を含む幅広い観光振興、文化や景観などを国際文化観光都市としての魅力の向上、そして交通混雑緩和や散乱ごみ対策といった観光課題対策を着実に実施してまいります。

また社会インフラの整備については、観光客の方の利便性向上にもつながることから宿泊税収を活用し、観光客の皆様にも応分の御負担をいただくことで、負担の適正化を図り、市民生活と観光の更なる調和・両立を図ってまいります。

**議長（西村義直）** 神田財政担当局長。

〔神田財政担当局長登壇〕

**財政担当局長（神田広貴）** 大規模投資の見直しについてでございます。

先ほど申し上げたとおり、必要な公共事業については、費用対効果を見定めながら着実に実施してまいります。一方で既存インフラについては老朽化が進んでおり、この間、投資事業の中でも多くの予算を老朽化対策に割いてまいりましたが、厳しい財政状況の下、十分に対応し切れない施設も多くあったため、令和7年度予算では、区役所や学校の維持修繕に係る予算を増額するなど、これまで以上に老朽化対策を進めていく予算としております。

今後とも公共投資を適切にコントロールする中で、インフラや公共施設の維持管理をしっかりと行ってまいります。

**議長（西村義直）** 並川保健福祉局長。

〔並川保健福祉局長登壇〕

**保健福祉局長（並川哲男）** 民泊についてでございます。

本市では、市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全・安心の確保や京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、住宅宿泊事業法の範囲内で全国で最も厳しいと言われる条例をはじめとした独自ルールを定め、宿泊施設の営業者への厳格な指導に取り組んでいます。

議員御質問の住居専用地域における全期間の住宅宿泊事業の制限等の取扱いについて、国は法の目的を逸脱し適切でないとの見解を示しており、現行法の下での規制の強化は困難です。引き続き、民泊が増加する中であっても本市独自ルールに基づき監視指導を徹底するとともに、地域の実情に応じた規制が可能となるよう法の見直しを国に要望してまいります。

**議長（西村義直）** 旗都市計画局長。

〔旗都市計画局長登壇〕

**都市計画局長（旗哲也）** 市営住宅についてでございます。

市営住宅ストック総合活用指針は、民間賃貸住宅ストックの充実等の社会情勢の変化等を踏まえ、市営住宅の質の最適化と共に量の最適化を図ることとしており、財政状況による削減ありきの方針ではございません。

また、一般の公募に加え、子育て世帯向け専用住戸の提供や子育て世帯を対象とする優先入居等を実施するとともに、空き住戸を目的外使用許可し、民間事業者による若者、子育て世帯向け住宅こと×ことの提供や子ども食堂など多様な活用を進めています。

家賃減免は、学識者等で構成する審議会の御意見を踏まえ、世帯実態がよりの確に反映されるよう改善したものであり、見直す予定はございません。入居収入基準につきましても、審議会の御意見を踏まえ、府や大半の政令市と同等としており、現時点で引上げは予定していません。

単身の入所につきましては、高齢者のニーズが高く、若者まで拡充をするというのは困難ではございますが、空き住戸の目的外使用での活用において、居住支援法人と連携した若年単身者を含む様々な住宅困窮者を支援する取組なども進めてございます。

最後に、養正市営住宅等の団地再生では、家族向け、単身向けに対応する民間賃貸住宅と遜色のない3パターンの住戸を予定し、コミュニティミックスを踏まえた計画としております。以上でございます。

**議長（西村義直）** 稲田教育長。

〔稲田教育長登壇〕

**教育長（稲田新吾）** 不登校支援と教員不足の解消についてでございます。

まず不登校支援ですが、全国的な増加の背景は、学校に行けない子供たちの休養の必要性といった、教育機会確保法の趣旨の浸透やコロナ禍での登校意欲の低下と複数の要因が重なっており、一人一人に応じた心の通った支援が重要であります。本市では、校内サポートルームの拡充等、安心して過ごせる学校づくりや学びの多様化学校の設置、フリースクールへの事業委託、メタバースを活用した支援と個々に応じた学びの継続や居場所づくりに先進的に取り組んでおり、引き続き、子供たちへのきめ細かな支援を進めてまいります。

次に、教員不足の解消については、今年度から、年度途中の欠員に備えて、あらかじめ講師を配置する本市独自の加配制度を創設し教員不足の解消に大きな成果を上げております。また、小学校の教科担任制のための教員加配の拡充や、令和8年度からの中学校の35人学級の実施など、今後の国の定数改善を見通して、来年度実施する教員採用試験の新規採用者数を大幅に増やす予定であることを既に公表しております。

引き続き、国に対して更なる定数改善を粘り強く要望するとともに、志高い教員志望者の積極的な確保と教員体制の充実に努めてまいります。

**議長（西村義直）** 加藤議員。

〔加藤あい議員登壇〕

**加藤あい議員** 御答弁いただきました。

住み続けられるまち京都のために、北陸新幹線京都延伸計画を止めることは必須である、そのことを訴えたいと思います。開発資本のための市政運営ではなく、いかに住環境を守っていくのが問われていることを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

議長（西村義直）次に、河合ようこ議員に発言を許します。河合議員。

〔河合ようこ議員登壇（拍手）〕

河合ようこ議員 西京区選出の河合ようこです。日本共産党議員団を代表し市長に質問します。

まず、国民健康保険料について質問します。市長は、来年度の国民健康保険料の引上げを提案しました。全ての被保険者の保険料引上げです。一人当たりの平均保険料は前年の10.35パーセント、1万222円もの引上げで10万8,968円にもなります。しかも、来年度から2029年度まで5年間毎年保険料を引き上げるといってもない提案です。被保険者の負担は限界に達しつつあると2010年当時の副市長が答弁されたように、今でも高すぎます。ある3人世帯の方は、所得350万円で年間55万円の保険料。1回5万5,000円の支払が重く8,000円しか払えないと窓口相談に行き、3か月間は8,000円の納付書をもって納めたが、その後は8,000円では納付書すらもらえなかったと、こんなことが起こっています。市長は、一月約30万円の生活費で5万円を超える保険料は負担の限界、暮らしを脅かしているとは思われませんか。

本市では、高い保険料が払えず、受診されたときには手遅れで亡くなられるという痛恨の事案が1987年に起こりました。二度と同じことを起こしてはならないと市民の運動があり、本市は一般会計からの繰入れなどの対策を講じ、保険料を上げない努力をしてきたのです。

ところが、市長は、国民健康保険料の引上げを抑えるための繰入れについて、国保事業の相互扶助の本質から目をそらした負担の先送りだと説明されました。看過できません。日本は国民皆保険の国です。その土台が国民健康保険であり、他の保険に入れない方でも国民健康保険に入ることによって医療を受ける権利を保障されているのです。国や自治体には、この受療権を保障する責任があります。このことについて市長はどうお考えですか。今般提案の保険料引上げは、市民の暮らしに追打ちを掛けるものです。保険料が払えず、健康や命が失われるような事態を繰り返してならないという決意はお持ちですか。いかがですか。

本市がすべきは、一般会計からの繰入れを増やし、保険料の引上げを何としても回避し、現状でも高すぎる国保料を引き下げのためにあらゆる方策を打つことです。国庫負担率の引上げを国に強く迫ることを求めます。いかがですか。

次に、生活保護、生活困窮者への施策について質問します。全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたった日本国憲法第25条を具現化したのが生活保護です。生活保護基準は、受給者だけの問題ではなく、非課税限度額、最低賃金など様々な制度と連動しています。国民の最低生活水準を向上させる責任が国にあるにもかかわらず、国は、物価が下がったことを理由に生活保護基準を2013年から10パーセント引き下げました。この間、物価高騰が続く下でも、引き下げたままです。クーラーを付けないと命が危険という酷暑の中でも生活保護受給者はクーラーも付けずに過ごされ、寒くても暖房は付けない、食事を減らす、入浴の回数を減らす、お金が掛かるから人との付き合いはしないなど、健康で文化的とは到底言えない命まで脅かされるような暮らしを強いられています。市長は、この事態をどう認識されていますか。

政府は、生活保護費特例加算を一月500円引き上げると言いますが、物価高騰下の生活保護世帯の実態と余りにも懸け離れたもので、怒りすら覚えます。今、29の都道府県で生活保護基準の引下げは違法だとして裁判、いのちのとりで裁判が闘われており、国の判断は違法であると指摘した判決が広がってきています。これ以上何を削れと言うのか、生活できるようにしてほしい、生きる権利だと、これは私たちの所に寄せられた声です。少なくとも物価高騰に見合う生活保護基準の引上げが必要ではありませんか。本市から国に、引上げを求めるべきです。そして本市として独自に冬季加算に加えた暖房費の上乗せ支給や夏には夏季見舞金支給など行うべきです。いかがですか。

物価高騰のさなかに、本市は、市民税均等割減免制度を廃止しました。本市の施策についての経過措置は今年度から4年で打ち切りです。来年度は経過措置が75パーセントとなり、負担が生じてきます。昨年度は、国のくらし応援給付金の給付対象だったのに、この減免制度廃止により今年度は対象外とされる方がおられます。市民生活は、さらに厳しくなっているのです。経過措置の対象の方についても、くらし応援給付金と同額の国の支援金が受給できるようにすべきです。そして市民税均等割減免制度そのものを復活することを求めます。いかがですか。

次に、敬老乗車証について質問します。敬老乗車証は、高齢者が宝物のように大事にされており、その役割は物価高騰、運賃値上げの下でますます大きくなっています。2022年度からの制度変更で、交付対象者は70歳以上から最終的には75歳以上に、所得700万円以上の方は対象外とされ、負担金は2023年度からは3倍か

ら4.5倍に上がりました。当局は、より多くの方に利用していただきたいと述べておられます。実態はどうでしょうか。（パネルを示す）パネルを御覧ください。制度見直し前2021年度に約44.7パーセントだった敬老乗車証の交付率は、今年度30.9パーセントまで減っています。当局が3割と見込んでいた敬老バス回数券利用の5パーセント弱を合わせても35パーセントです。利用者は約5万人も減りました。敬老乗車者証守ろう！連絡会が行ったアンケートでは、物価高で暮らしが厳しいの聲がほとんどで、負担金が重くて敬老乗車証の交付を諦めた、負担金が高いので5,000円のバス回数券にしたという方の7割が、そのことで外出する回数が減ったと回答されています。物価高の下での負担金値上げにより外出機会が奪われている実態を市長はどうお考えですか。御認識を伺います。

制度見直しは、高齢者に敬老の念を持って社会参加を支援し福祉の増進に寄与するという制度の趣旨に反していると思います。また、敬老乗車証制度による交通局や民間バスなど交通事業者への市の交付金は、事業者の運営支援の役割を果たしており、敬老乗車証の交付率は事業者への交付金に直結しています。制度変更後、利用者が減って、交付金の総額も2021年度57億9,200万円から今年度37億3,300万円へパネルのように大幅に減少しています。敬老乗車証の適用に協力した民間事業者が、交付金は、営業の継続に関わると改善を求めておられるとも聞きます。交付金減少は、今後の公共交通の運営を疲弊させかねず、市民の足の存続にも大きく影響します。

名古屋市では、敬老乗車証の利用実態や外出の効果検証を行い、65歳からの交付と負担金の最高額5,000円という制度を続けておられ、横浜市では、70歳以上を対象とした敬老パスの利用状況を分析し、利用が少ない地域での地域公共交通への支援を拡充するなど制度充実の工夫をしています。本市もより多くの方に利用していただきたいというのであれば、こうした自治体を参考にして、利用者を増やす制度に改善すべきです。

敬老乗車者証守ろう！連絡会は、2013年から敬老乗車証の改善を求める運動を続けておられ、先日29回目、本市に提出された署名は合計7万5,000筆を超えました。議会陳情も相次いでいます。こうした市民の願いに応え、敬老乗車証を名実ともに高齢者の移動、社会参加を推進するものとするために、また、公共交通を支援し、市民の足を安定確保するために、少なくとも2021年度までの交付対象に戻し、負担金を引き下げ、利用しやすくすることを求めます。いかがですか。まず、ここまでの答弁を求めます。

議長（西村義直） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 河合ようこ議員の御質問にお答え申し上げます。

国民健康保険料についてでございます。国保は国民皆保険を支える重要な制度であり、被保険者の皆様が医療を受ける権利を守っていくためにも、将来的に安定的に運営されることが不可欠であります。そのためには、一般会計への過度な負担に頼ることのない財政運営を確立する必要があると私は考えております。

京都市の国保では、医療費の伸び等に伴い、京都府への納付金が増加する中、多額の国保基金や一般会計からの臨時的な財政支援により保険料を抑制してまいりました。一方で、収支不足は年々拡大しており、令和7年度では85億円に及びます。今後、仮に府への納付金が増額せず済んだとしても、保険料を据え置くためには5年間で400億円以上の臨時支援が必要となってまいります。今後、国保制度を安定的に運営するため、負担を先送りすることなく、本来の相互扶助の考え方にに基づき、納付金の変動に応じた保険料設定とすることを決断いたしました。

しかし、被保険者の皆様が急激な負担増とならないよう、従来からの一般会計の財政支援64億円は確保するとともに、令和7年度は国保基金から18億円、一般会計から35億円の臨時支援を行います。これにより令和7年度の一人当たり保険料は引上げを行っても、約10万9,000円と令和6年度の政令市平均の約12万5,000円、あるいは府内15市平均の約11万6,000円を下回っております。また、保険料の納付が困難になった場合には、これまでから区役所・支所の保険年金課において、お困りの状況を丁寧にお聞きし、本市独自の保険料減免制度の適用や納付相談、生活相談窓口の御案内など医療を受ける機会が損なわれないために、きめ細かな対応を行っているところでございます。

国保は、高齢者や低所得者の方々の加入割合が高く、財政基盤がぜい弱という構造的な課題を抱えておりまして、国に対しては医療保険制度の一本化と、それが実現するまでの間の財政支援の拡充を引き続き要望してまいります。

以下、関係理事者から御答弁申し上げます。

議長（西村義直） 並川保健福祉局長。

〔並川保健福祉局長登壇〕

保健福祉局長（並川哲男） 生活保護制度についてでございます。生活保護基準は、健康で文化的な最低限度の生活が維持できるよう国の責任で算定されるものであり、昨今、物価、賃金等が上昇基調にあることや、それに伴う消費動向等を総合的に勘案し、令和7年10月からの臨時的、特例的な措置として、令和元年当時の水準から1名当たり月額1,500円の加算が行われることとされております。このため、本市独自で基準の引上げやその他の上乘せを行う考えはありありませんが、引き続き他の政令市とも連携し、大都市の生活実態を踏まえた基準となるよう国に要望してまいります。また、市民税均等割減免制度については、第三者委員会等からの廃止の提言等も踏まえ、令和2年度に条例改正について御議決いただき今年度から廃止したものであり、復活する考えはありません。

なお、経過措置対象者への京都市暮らし応援給付金の支給は、多額の財政負担を要することに加え、経過措置の趣旨とそぐわないことから、実施は困難と考えております。

次に、敬老乗車証制度についてでございます。本制度の見直しは、昭和48年の制度開始時と比べて高齢化が進展し、市税負担が3億円から見直し前の令和3年度にはその17倍となる52億円まで増加するなど本制度を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、大切な制度として維持していくため、受益と負担の関係や世代間の負担のバランスを考慮して行ったものでございます。見直し後も、全利用者の6割以上の方が、中高生の市バス・地下鉄定期券の1割未満となる年9,000円の負担でフリーパスを利用できるとともに、敬老バス回数券の新設や、民営バス、敬老乗車証の適用地域の拡大による利便性の向上も図っております。

また、昨年10月に制度対象者や若年層の方を対象に実施した市民アンケート調査において、負担金額が適当であるとお考えの方の割合が高いなど、見直し後の制度内容について一定の理解を得られていることや、制度目的である高齢者の社会参加支援に大きく寄与していることが確認できたことから、元の制度へ戻す考えはございません。以上でございます。

議長（西村義直） 河合議員。

〔河合ようこ議員登壇〕

河合ようこ議員 市長からは、市民の暮らしに思いを致す発言がありませんでした。物価高騰に今あえぐ市民の命と暮らしを守るために力を尽くさずして、何のための基礎自治体なのか。市民の命を守るためにこそ力を尽くすべきことを強く求めます。

次に、保育について質問します。保育士などの不足が深刻です。給与の低さがその大きな要因であり、解決には賃金、処遇の改善が必要であることは共通の認識になっています。本市は、行財政改革計画で民間保育園等人件費等補助金を13億円カットし、給与引下げ等保育園運営に困難を招きました。関係者や市民から補助金復活、制度改善を求める要請があり、昨年度は約4億円を戻し、今年度は、補助金の算定根拠となる職員平均経験年数の上限11年を20年に引上げ、3歳児10対1の職員配置などの改善が行われました。現場の要望を反映したもので歓迎されています。

しかし、職員の平均経験年数21年以上の保育園が15箇所あるのに20年を上限とし、また11年以降の加算割合を低くしたのでは、安定した給与保障ができない園も出てくるのではありませんか。平均経験年数の上限をなくし、実際の経験年数を反映した給与保障ができるようにすべきです。いかがですか。

昨年度、国の公定価格5.2パーセント引上げが現場に還元されていないという声が寄せられており、今年度は10.7パーセントの引上げですが、引上げ分が現場の給与引上げに回るのかという疑念の声も聴きます。保育現場の改善にと国が公定価格を引き上げた分は給与引上げ等に還元するのは当然のことです。自治体独自の助成に5.2パーセントの単価引上げを行った自治体もあります。そもそも本市は、職員給与等補助金9億円をカットしたままです。保育士等の給与引上げのために9億円の保育予算を戻すことを求めます。いかがですか。

また、国基準を上回っている本市の保育士配置基準の下ですら、現場からは、人を増やしてほしいという絶えることない要望が上がっています。保育士等の職員確保のためには、今本市として思い切った給与引上げを行うとともに、配置基準の更なる改善が必要です。そうしてこそ、子供たちの豊かな育ちが保障でき、保育園で働きたいという人も広がるのではないのでしょうか。いかがですか。

子供の安全のためにと園長先生は老朽化修繕や日々の軽微な施設の補修等の予算確保に苦心されています。施設改修については、本市の補助制度を創設すべきです。いかがですか。

次に、障害者福祉施策について質問します。ケアラーネットの企画に参加し、この子より一日でも長く生きたいという親御さんの切実な声をお聴きしました。障害がある方の生活のサポートは、親御さん、御兄弟など家族が担っておられることが多く、御家族に何かあれば、その方の生活は成り立たない。ショートステイやグループホームを利用したいときに利用できないなど支援施策が不十分なこと、御家族は、相談窓口など具体的な施策を求めておられることを実感しました。また、障害のある方の生活支援事業所の職員さんからは、日中は生活支援事業所に通っておられる方が地域で一人で暮らしたいというときに、365日の支援体制を組むことは容易でないという話をお聴きしました。自立して暮らしたいという当たり前の権利が保障されていないのです。施設の職員不足や報酬日払い方式に必要な予算の保障がないこと、施設や施策への本市の補助金削減も影響しています。障害がある人たちの尊厳と権利が守られ、当たり前地域生活が送れるように、それを支える家族や事業所の実態や困りに具体的に応える本市の施策が必要です。そこで、不足している入所施設、グループホーム、ショートステイを早期に増設すること、地域生活支援事業の移動支援は施設入所者も対象とすること、重度障害者利用事業所支援補助金を2020年度の水準に戻すことを求めます。いかがですか。

次に、西京区・洛西のまちづくりに関して伺います。昨年度、洛西“SAIKO”プロジェクトが立ち上げられ、洛西の活性化と称して様々な取組が市職員やボランティアなどの参加で行われています。かねてから、我が党議員団は、西京区の活性化には公共交通網の整備、拡充をと求めてきました。洛西ニュータウン開発時に本市は、地下鉄整備までの間はバス交通の充実で移動を保障すると住民に約束しています。しかし、バス路線の統合や減便、運賃値上げが行われ、住民からは、昼間、学校や買物施設に行ける路線がなくなって困っている、老人福祉センターに行く市バスがなくなり、敬老乗車証が使えない民間バスで往復400円負担が増えたと困りの声が上がっています。桂駅行きバス路線がなくなり困っている方に、当局は、乗り換えていただけたらいいと言われました。運賃値上げしたうえ乗り換えたらいいとは、余りにも無責任ではありませんか。

この間のバス運賃値上げや路線見直しは、洛西“SAIKO”プロジェクトの目的に反するものです。働く世代や若い方にも住んでもらおうと言うなら、バス運賃の引下げが必要です。せめて均一運賃の230円にし、乗継ぎは無料にすべきです。いかがですか。

そして、せっかく拡大された洛西地域での敬老乗車証の民間バスへの適用は、利用できる方の地域や利用できる路線を区切らないで、西京区民が全ての民間バスに敬老乗車証を使えるようにすべきです。いかがですか。

西京区には、若い方から高齢者まで市民が集まれる場所が少なく、他の行政区にあるいきいき市民活動センター、青少年活動センターなどありません。学校統合や用途廃止による跡地は、売却しないで安価で利用できる施設にしてほしい、また、公園をと求める声を多く聴いています。学校の跡地は避難所にとの要望も強いです。西京区にある市立芸術大学、西陵中学校、竹の里小学校、川西市営住宅などの跡地の今後については、住民に開かれた場で、住民参加で話し合い、住民の声を反映した活用をすべきです。いかがですか。

最後に、気候危機対策について質問します。地球温暖化の激化により、世界各地で熱波や寒波、干ばつ、大洪水、ハリケーンの頻発、気温上昇による乾燥での山火事など異常気象が起り、日本でも大雨による洪水、土砂崩れ被害が多発、猛暑が長期にわたり子供が外遊びさえできない。また、農業への被害等、これまでの想定を上回るスピードと規模で被害が拡大しています。気温上昇によってシベリアやアラスカなどの永久凍土からメタンガスが溶け出し、さらに温暖化を加速させるなど取り返しの付かない事態が起り始めています。

世界は、パリ協定で平均気温の上昇を1.5度未満に抑えることを決めています、ヨーロッパ連合EUの気象情報機関の発表では、昨年1年間の世界の平均気温は1850年以降最も高く、産業革命前と比べ既に1.6度高くなったという事態です。こうした中、昨年8月、気候危機の深刻化により生命や健康などの権利が侵害されているとして、日本で暮らす15歳から29歳までの若者が火力発電事業者10社に対し、科学が求める水準に二酸化炭素削減を求める民事訴訟を起こしました。この地球をできる限り今の状態のまま将来世代に残したい。そのために、できることは全てやりたいと原告の若者は述べています。

一方、国連の気候変動に関する政府間パネル I P C C 第6次評価報告書で気温上昇を1.5度に抑えるためには、温室効果ガスを2035年に2013年度比66パーセントの削減を必要としている中で、日本政府は、2030年に46パーセントの削減、2035年に60パーセント削減を目標としており、これでは未来世代に多大な被害をもたらします。

本市の目標も政府と同様です。市長は、目標を引き上げるべきだという我が党議員の質問に、目標引き上げは高い理想、目標を引き上げて経済、社会活動が成り立つのかと述べられました。社会の存続さえも問われるにもかかわらず危機感がなさすぎです。国の低い目標でなく、大幅な省エネの推進と一体に温室効果ガスを2030年に50パーセントから60パーセント削減、2035年には75パーセントから85パーセント削減する目標に引き上げるべきです。市長の決意を伺います。

市営住宅をはじめ公共施設を再生可能エネルギー100パーセントを徹底した省エネ建設とし、再生可能エネルギーを拡充するなど、本市は、目標の達成のためにやれることを全てやっているのでしょうか。例えば、西京区では、畑でサカキを栽培しながらソーラーシェアリングをされている農家があります。農業しながら発電もでき新たな収入を得られるこうした取組が広がれば、農業振興と環境課題の解決が進むのではないのでしょうか。こうした取組への支援などまだまだできることはあります。ソーラーシェアリングへの補助制度の創設など再生可能エネルギー拡充への具体策の強化を求めます。いかがですか。

政府は、第7次エネルギー基本計画で原発を最大限活用する方針に大転換しました。福島原発事故の教訓を投げ捨てた露骨な原発回帰です。これまでも原発再稼働が進められ、関西電力管内でも再生可能エネルギーの出力抑制が相次ぐなど原発の稼働が再生可能エネルギーの促進を妨げてきました。本市が原発ゼロの立場に立ち、気候危機打開に真剣に取り組むことを求め、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 引き続き、河合ようこ議員の御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化対策についてでございます。京都の美しい自然をはじめ、健全で豊かな地球環境はあらゆる生命の存続、文化、社会経済活動の基盤であり、将来世代にしっかりと受け継いでいく必要があります。この間、環境先進都市京都として多くの市民、事業者の皆様と共に、また、国や京都府とも協調しながら、2050年カーボンニュートラル、そして中間目標である2030年度46パーセント削減に向け、様々な対策に取り組んでいるところであります。

削減目標の在り方につきましては、京都市環境審議会での御議論もいただきながら、引き続き検討を進めてまいります。市域における温室効果ガス排出量は着実に減少してはいるものの、このままのペースでは、現行目標の達成が容易ではない状況にありまして、まずは更なる取組の強化・拡充も図りつつ、現行目標の達成に全力を挙げてまいります。

ソーラーシェアリングにつきましては、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を適切に継続しながら農業と発電を両立する仕組みであり、一般的に初期投資が大きいことや日照量が減ることによる農作物の収穫量への影響などが課題となっております。令和6年度から京都府が京都市内で活用可能な補助制度を設けるなど普及拡大に向けた支援を実施しておりまして、引き続き、京都府等と連携して取り組んでまいります。

そのうえで、市内の再生可能エネルギーの普及拡大に向けては、住宅建築物の屋根における太陽光発電のポテンシャルが大きいため、その導入費用を支援する取組を行うなど引き続き強力で推進してまいります。

以下の御質疑については、副市長及び関係理事者が御答弁申し上げます。

議長（西村義直） 竹内副市長。

〔竹内副市長登壇〕

副市長（竹内重貴） 西京区洛西地域のまちづくりについてでございます。洛西“SAIKO”プロジェクトでは、交通のバージョンアップを図ることとしています。より便利に御利用いただくために、市バス定期券の民間バスとの共通利用化や鉄道駅とまちの中心とを最短ルートで結ぶ路線の新設などにスピード感を持って取り組んでいます。同時に、洛西地域におけるバスの運賃改定は、バス事業者が深刻な運転手不足や物価高騰など厳しい経営状況にあり、現行の路線・ダイヤを維持することさえ困難であることから、運転士な

どの確保に向けた処遇の改善や将来の設備投資のために実施されたものです。地域の足を維持・確保し、将来にわたって持続可能な公共交通を確立していくためには、バス事業者の主体的かつ安定的な収入の確保が不可欠であり、そのための運賃改定であると認識しております。

敬老乗車証制度については、市バスが運行していないといった民営バスを利用しなければ利便を確保できない地域にお住まいの方に対し、路線と区間を限定した民営バス敬老乗車証を交付しております。現状より拡充することは、西京区以外の地域の方々の公平性の観点や多額の市税負担の増大を招くことから、民営バス全線への適用などは考えておりません。

市有財産などの活用については、これまでから資産の特性に応じて、市民の皆様の御意見や御要望に耳を傾けながら、地域の活性化に資する活用を進めてまいりました。西京区洛西地域における市有財産などの活用にあたっては、これまでと同様に、地域に求められる政策ニーズを踏まえた資産の活用を積極的に進めてまいります。

議長（西村義直） 並川保健福祉局長。

〔並川保健福祉局長登壇〕

保健福祉局長（並川哲男） 障害者福祉施策についてでございます。まず、入所施設につきましては、障害のある方の施設入所を終わらせる迅速な措置に関する国連の勧告や地域への移行を推進するとの国の方針に基づき必要量を見込んでおり、新たな施設を整備することは困難でございます。

一方で、グループホーム及びショートステイにつきましては、障害のある方の地域生活の基盤となる重要なサービスであり、本市としましても重点的に整備に取り組むこととしており、国の整備費補助も活用しつつ、引き続き、設置促進に取り組んでまいります。

次に、施設入所者の外出時の移動支援につきましては、入所者の生活に関する費用として施設の報酬に含まれているため、施設で対応していただくべきものと考えております。

最後に、重度障害のある方が利用する事業所への本市独自の補助制度につきましては、この間、国報酬における加算の拡充や制度の持続性の観点を踏まえ見直しを行ってきており、過去の水準に戻すことは考えておりませんが、医療的ケア者の新規受入れを促進する補助を新設することで、重度障害のある方の受入環境の充実に努めてまいります。以上でございます。

議長（西村義直） 福井子ども若者はぐくみ局長。

〔福井子ども若者はぐくみ局長登壇〕

子ども若者はぐくみ局長（福井弘） 保育園への支援についてでございます。

本市独自の人件費等補助制度は、個別の給与保障ではなく、全体として処遇の向上を図ることが目的であり、制度を再構築した経過を踏まえ、単純に元に戻すことや、国が公定価格を引き上げた分をそのまま市の制度に反映させることは適切ではありません。

一方、国を挙げて処遇改善の動きがあることを踏まえ、今年度、現場の課題解消や望ましい、京都らしい保育の実践につなげることを目指し、経験年数加算の上限年数の引上げや3歳児加配の新設など処遇や配置に係る更なる充実を行いました。20年の上限や加算率の低減につきましても、望ましい姿とは何かという観点で設定したものでございます。今回の充実を通じ、処遇改善を図ると同時に京都の保育の魅力を高め、働きがいの向上や人材確保を図ってまいります。

次に、施設改修への支援については、来年度、新たに民間保育園等の改築や大規模改修に係る支援のための予算を計上しております。また、日々の軽微な施設の補修等については、物件費補助制度等を活用いただくことで対応いただけるものと考えております。以上でございます。

~~~~~

**議長（西村義直）** 次に、平井良人議員に発言を許します。平井議員。

〔平井良人議員登壇（拍手）〕

**平井良人議員** 中京区選出市会議員の平井良人です。私は、日本共産党京都市会議員団を代表して質問します。

初めに、中小・小規模事業者への支援についてお聞きします。国では、この間、大企業に偏重した予算となっています。中小企業対策は、1,695億円でありながら、特定の半導体企業に対し2024年の補正予算、来年度予算などを合わせると2兆円超の額を出資するなど、大企業応援の姿勢を強めています。帝国データバ

ンク京都支店、東京商工リサーチ京都支店の調査では、京都府内の2024年の倒産件数は、過去10年で最高の300件台半ばに達しています。原材料価格や光熱費、人件費などのコストの上昇に耐え切れず、経営破綻する中小・小規模事業者が目立ったと分析しています。規模別では個人経営が全体の180件と半数を超え、飲食などを含む小売業、建設業で倒産が相次いでいます。全国では、東京商工リサーチが調査結果を発表し、2024年の倒産件数が11年ぶりに1万件を超えました。倒産した事業者の周りの取引先等の事業者も、影響を受けていることは明らかです。市役所近くの飲食店からは、仕入れは全て上がっている、下がるものはない、結局自分の人件費を削って商売している、中堅ゼネコンからは、資材の高騰と人件費高騰の下、蓄えを使いながら利益を上げているが、資金がなければ本当に厳しいとの声が上がっています。小売や建設業など経営が厳しい業種や業態の中小・小規模事業者への支援は待ったなしの状況です。いわゆるゼロゼロ融資の返済が本格化する中、仕入れ価格の上昇を十分に価格転嫁できずに収支改善への課題を抱える事業者が多く、人手不足や賃上げに対応できません。

こうした実態から、直接的な賃上げ支援を行う自治体が生まれている中、京都市は、企業が生産性向上に取り組むことで成長し、構造的、持続的な賃上げにつなげていくことが重要としていますが、京都の中小・小規模事業者は、独自の商売の仕方があり、単なる生産性だけでは語れない価値を生み出しています。中小企業憲章で、国の総力を挙げて中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていくとしています。その立場から、岩手県で昨年度、物価高騰対策賃上げ支援金を創設し、今年度も今月20日からは、内容を拡充した上で支援金を継続しています。その中身は、時給60円以上引き上げた中小企業に対し、従業員一人当たり年間6万円を補助するというものです。従業員の対象範囲も最大50人分まで拡大しました。京都市でも既存の事業者を含んだ中小・小規模事業者支援を大規模に行うべきです。国に対して、臨時交付金などの充実を求めるとともに生産性向上、高付加価値化と厳しい要件を押し付けるのではなく、要件にかかわらず実質の支援こそ必要であり、京都市独自で、中小・小規模事業者に対して賃上げ支援制度を創設するべきです。いかがですか。

さらに物価高騰に苦しんでいる中小・小規模事業者に対して、給付なども含んだ直接的な支援制度の創設を求めますがいかがですか。

次に、所得税法第56条、個人事業者の配偶者への自家労賃を認めていないことについて質問します。事業者における女性の地位は、税制上も日本は世界に比べて非常に低くなっています。所得税法第56条の趣旨は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないとされています。アメリカやドイツ、フランスなどの諸国では、家族専従者の給与は必要経費と認めており、既に世界の当たり前から大きく遅れています。配偶者への自家労賃を認めないこの仕組みは、明治憲法下の家制度の名残です。所得税法第56条の廃止は、ジェンダー平等の観点からも重要であり直ちに廃止すべきです。全国商工団体連合会の2022年の調査で、所得税法第56条廃止等の決議や意見書を採択している自治体は563自治体と全自治体の3割を超えています。また、国連女性差別撤廃委員会は、2024年に所得税法第56条を改正し、女性の経済的自立を促進するため、家族企業における女性の労働を認めることを日本政府に勧告しています。この家制度の名残である所得税法第56条について、市長はどうお考えですか。撤廃に向けて声を上げるべきではありませんか。認識をお伺いします。

既存の中小・小規模事業者への支援は薄い一方で、世界や東京などから企業を呼び込む流れを国と一緒にあって京都市も作っています。そこで、京都市の再々開発とこの間の規制緩和について質問します。

今回予算と合わせて新京都戦略（案）が発表されました。そのリーディングプロジェクトの一つに、京都駅周辺を新たなビジネス・交流の創造拠点へ。オフィス・商業施設の供給促進、市有地の有効活用により都市機能を集積とあります。京都市は、都市計画の変更による容積率や高さ規制の緩和などを連続的にを行い、京都駅周辺などの都市再生緊急整備地域の指定を拡大し、大手企業と自治体計画による大幅な規制緩和を可能としています。さらに、地域未来投資促進法を活用し、京都の貴重な農地とそこで育まれた自然環境を壊し、産業用地に転用し続けています。特にこの間進められているのが、向島国道1号周辺地区において、農地を産業用地に転用するというものです。リーディングプロジェクトで、山紫水明の都ならではの生物多様性・未来継承プロジェクトを掲げていますが、進められている開発は明らかに生物多様性を壊す開発です。農地から物流施設等に転換すれば、地域一帯の田畑を分断することになります。そのことが、シギヤツバメ

など、様々な動植物の生息環境に悪影響を及ぼすことは明らかです。

一連の京都市の政策は、京都の経済の支え手である中小・小規模事業者を育てるものではなく、市外からの呼び込み、企業を呼び込む流れが中心であり、その変化は、山紫水明の京都市の自然環境を悪化させるものです。京都の農業を含む既存の中小・小規模事業者、町並み、自然環境や住環境など、住民の皆さんの生活を守ることに重点を置き、自然環境や住環境を守るため、一連の規制緩和はやめるべきです。いかがですか。

まずはここまでの答弁を求めます。

**議長（西村義直）** 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

**副市長（岡田憲和）** 平井良人議員の御質問にお答えいたします。

私からは、中小企業支援について御答弁申し上げます。京都市では、中小・小規模事業者の成長に資する生産性の向上や、物価高騰、担い手不足などの厳しい経営環境への対応を後押しすることにより、企業の持続的な成長と賃上げにつなげることが重要と考えております。これにより、消費を喚起し、京都経済の活性化につなげていく、こうした好循環の創出を図っているところでございます。

そのためこれまでから地域企業の声をお聞きしながら、事業継続や生産性向上に向けた相談窓口体制の強化や制度融資による資金繰り支援、さらにはデジタル化や伝統産業設備の新規導入などを支援するとともに、国や経済団体には賃上げや物価高騰対策に関する要望、要請を行ってまいりました。また、依然として物価高騰や担い手不足などの影響により経営環境が厳しい事業者をスピード感を持って支援するため、本市会におきましても、国の臨時交付金を最大限に活用し、企業の人材育成や職場環境整備、デジタル化等による生産性向上や省力化を後押しする事業予算を提案いたしております。引き続き、地域企業の持続的な発展と賃上げの実現に向けて取り組んでまいります。

**議長（西村義直）** 神田財政担当局長。

〔神田財政担当局長登壇〕

**財政担当局長（神田広貴）** 所得税法第56条についてでございます。この条文は、個人事業主が親族等に給与を支払っても、その支払った金額を必要経費に算入することができないことを規定しており、親族間の恣意的な所得の分割による租税回避を防止する観点から設けられたものです。一方で、所定の帳簿を整備し、家計と事業の収支を経理上明確にした、いわゆる青色申告であれば、家族従業員に対して支払われる給与について必要経費に算入できることとされております。税の公平性を確保しつつ、一定の配慮がなされていると認識しておりますので、現時点で国に廃止を求めることは考えておりません。

なお、国において働き方の多様化など様々な観点から、所得の控除の在り方について総合的に検討を進めることとされておりますことから、本市としては国の議論の動向を注視してまいります。

**議長（西村義直）** 簗都市計画局長。

〔簗都市計画局長登壇〕

**都市計画局長（簗哲也）** 都市計画規制についてでございます。本市では、昨年度、若者、子育て世代の住む場所、働く場所の創出を図ることを目的に、都市計画の見直しを行いました。見直しに当たっては、硬直化することなく刷新を続けるとの新景観政策の理念の下、景観、住環境、都市機能の三つの観点のバランスを考慮したうえで、地域ごとの特性を踏まえポテンシャルを最大限いかせるよう検証をしております。都市再生緊急整備地域の指定拡大や地域未来投資促進法を活用した新たな産業用地の創出も地域のポテンシャルをいかした民間事業者による都市開発事業を誘導しようとするものであります。

事業の具体化に際しては、当然のことながら、各種手続において、景観や自然環境、住環境との調和を確認しており、京都の自然環境等を悪化させる規制緩和であるとの御指摘は当たりません。今後とも、景観など京都の守るべき骨格を堅持したうえで、若者、子育て世代の住む場所の確保、働く場所の創出など、京都の未来を展望し、まちづくりを進めてまいります。

~~~~~

議長（西村義直） 平井良人議員の質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

〔午前11時38分休憩〕

〔午後1時再開〕

議長（西村義直）休憩前に引き続き、会議を行います。

~~~~~

議長（西村義直）休憩前の議事を継続し、質疑を続行いたします。平井良人議員に発言の継続を許します。平井議員。

〔平井良人議員登壇（拍手）〕

平井良人議員 次に、若者、学生支援について、お聞きします。物価高騰の影響は、若者や学生の皆さんの生活に大きな影響を与えており、様々な支援策が必要な局面です。

一つ目に、学費値上げについてお聞きします。この間、7つの国立大学、多くの私立大学で学費が値上げされ、東京大学も今年から学費の値上げを発表し、値上げ額は年間10万7,000円にも及びます。昨年4月は、1万人以上が通う私立大学の35パーセントが値上げに踏み切っており、来年度には、京都産業大学や同志社大学、立命館大学、龍谷大学などが値上げを予定するなど値上げの連鎖が止まらない状況です。国立大学の法人化後、運営費交付金は約1,600億円も削減されました。私立大学への私学助成は、私学振興助成法に基づいて、経常費の半分の助成することとしていた付帯決議が守られず、現在も1割程度に抑えられ続けています。政府がこの姿勢を続ける下で物価高騰が押し寄せているために、各大学での学費値上げにつながっています。このことは学生とその保護者に多大な負担を与えることにとどまらず、バイト漬けの学生を多く生み、奨学金という名の多額の借金を社会人になる前の学生時代から背負わされるなど、学生の苦難を助長することになります。

各党が学費無償化を掲げている中で、我が党は、昨年11月に学費値上げを止めるための緊急の予算措置を求める提案をしています。値上げをストップする国の予算措置は1,000億円でできます。また、授業料をまずは半額にし、入学金を廃止する提案を財源も示して行っています。国の来年度予算において、約8兆7,000億円へ大幅増額した防衛費や一部大企業、富裕層への優遇措置や優遇税制を改めることと同時に、北陸新幹線などの不要不急の大型公共事業をやめることによって学費の値上げをやめ、引き下げることは十分できます。大学のまち、学生のまちである京都市としても、この学費値上げラッシュを止めるよう、国に求めるべきです。さらに踏み込んで、高等教育無償化へ大学の学費を引き下げるための要望をすべきです。また、京都市も独自に市立芸術大学の学費の無償化や入学金の廃止に踏み出すべきです。7億円の新たな財政負担でできます。いかがですか。

二つ目に、貸与奨学金・修学援助制度における給付奨学金について質問します。高い学費の下で、奨学金制度の改善が必要です。現在、大学生の3人に一人が300万円以上の貸与制奨学金を受けており、返済総額は合計で10兆円近くに上ります。この間話を聞いた貸与制の奨学金を受けている学生は、月5万円の貸与制の奨学金を受けており、総額は500万円弱となり、社会人になってから20年間の返済を迫られる。今から返済に備え、バイトを掛け持ちし、趣味を節約しているが、それでも足りないから夜のバイトもしようかと考えていると話されました。また、学生や保護者の皆さんの声に押されてできた就学支援制度における給付奨学金は、適格認定における学業成績の基準があります。GPA、いわゆる成績評価値が学部等における下位4分の1の範囲に属することや、履修科目の授業への出席率が8割以下であることを警告要件とし、警告に該当する項目が連続的になると給付奨学金が停止や廃止に追い込まれます。ある学生は給付奨学金を受けながらバイトもしている。奨学金の額が少ないためにバイトをせざるを得ないが、これではバイトもできないと悲痛な訴えでした。大学生の学びを保障するために、まず、京都市は実態をつかむべきです。国に対して貸与制奨学金制度主体の奨学金制度を給付中心にすること、就学支援制度を改善し、奨学金における停止や廃止をやめさせることにより、経済的に苦しい学生の生活支援の制度とすることを求めるべきです。いかがですか。

さらには、大学生の苦境を取り除くために、京都市が独自に給付奨学金制度を創設することや、宇治市などで行われている返済者本人を対象とした新たな奨学金返済の支援制度を作るべきと考えますが、いかがですか。

三つ目に、若年者への家賃補助制度についてお聞きします。家賃補助制度の創設については、これまでも京都市に求めてきたのに対し、財政的負担が大きいため、慎重な検討を要すると答弁されてきました。しかし、全国的には、行政が主導し家賃補助制度が作られています。神戸市では、中小企業対策として、神戸市内企業住宅手当等支援補助金が創設されています。直接的な家賃補助制度ではありませんが、住宅手当額の上乗

せ支援という制度設計がされています。対象となる従業員は、市内在住、就職後3年以内、30歳未満の正社員となっています。制度適用範囲は、住宅支援制度を持つ中小・中堅企業のみですが、若者の定住促進という側面では必要な施策です。京都市では、いまだに若者向けの家賃補助制度はありません。まずは、京都市で若者に直接支援する家賃補助制度の検討を行い、特に若い世帯の流出を止める必要があります。いかがですか。

次に、全員制の温かい中学校給食の実現についてお聞きします。中学生という多感な時期、成長期の食生活は非常に大事であり、食事の栄養価や安全性が子供たちの成長にとって前提条件であり、そのためにも学校で調理した出来立ての給食を子供たちに提供すべきです。前回の我が党議員の代表質問では、巨大給食センターで2時間喫食が守れるかとの質問に対し、教育長は、センターから比較的遠い学校は、民間調理場を活用することで配送時間を短縮し、最長35分で配送できる計画と答弁されていました。しかし、喫食時間が2時間以上となっている自治体の課題は、現場での調理時間の前倒しによるものです。配送時間を幾ら短縮しても、調査会社が2時間以内の喫食は可能と言っても、2時間喫食を守れる保証はありません。23年12月の教育委員会答弁では、2時間以内の喫食ということはマストで守るべき基準と述べていましたが、2時間以内喫食に努めると後退しました。安心安全に責任を持つのが教育委員会ではありませんか。極めて無責任です。

京都市は、巨大給食センターについて、P F I手法により設計、建設から、維持管理、運営まで行う事業者を今年中に決定するとしています。各政令市などは、財政面を優先してセンター委託方式やP F I手法を導入していますが、その給食委託事業者の状況は、2023年11月に帝国データバンクによる給食業界の動向調査で明らかになっています。2022年度の給食業界の最終利益は、374社のうち63パーセントが業績悪化し、34パーセントが赤字でした。2023年の給食事業者の倒産件数17件は、過去5年間で最多で、各種運営コストの上昇が続いているからです。東吉祥院公園廃止を巡る裁判の陳述では、原告の方が、何よりも調理の過程で身近に実感できる、いい匂いが漂ってくる、作ってくれる調理員さんの仕事や顔が見える、時には会話もできる、お礼や感想も言える等々、生徒たちの身近な場所での調理の優位性は余りにも明確だと思いますと話されています。未来を担う生徒に京都市が責任を持つべきです。京都市は、完全委託した方式で2時間喫食は努力するとしています。安定性を欠く給食業界の状況を踏まえても、子供たちに安定して安全で温かい給食を提供するため、P F Iによる委託の巨大センター方式はやめるべきです。全員制の中学校給食は、学校調理方式による実施を求めます。いかがですか。

次に、公園の在り方について質問します。昨年京都市は、地域主体の公園管理運営手法としてP a r k—U P事業を創設しました。現在、公園の一定の管理は、公園愛護会の皆さんが行っていますが、担い手の高齢化などの理由から管理が厳しくなっています。一方、P a r k—U P事業は、民間企業の公園管理への参入を可能にするもので、地域の人が集える地域交流施設の建設とともにコンビニなどの民間営利企業の営業も公園内で認めるものです。P a r k—U P事業では、フェーズ1からフェーズ3までの段階があり、公園内に営利目的の施設を造ることができるのは、フェーズ3です。現在、先行して店舗を設置している公園の使用料は、約300万円で、1か月25万円程度です。更新料などもなく、近傍の賃料と比べても安い賃料であり、営利企業の参入を促すものとなっています。地域の方々の努力によって、地域交流施設はよい施設になっていますが、コンビニ及び駐車場だけでも公園面積の3分の1以上を占めており、公園の広場の敷地が狭くなっています。そのことは、国交省の都市計画運用指針にある公園の役割について、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難用公共空地などの役割を大きく後退させる懸念があります。本来、京都市が行うべき公園の管理の一端を企業に任せるとして、これまでサポート団体に全国的なコンビニや公園設備関係の事業者が名乗りを挙げています。公共空地すら民間に差し出し、大規模営利企業のもうけに資するP a r k—U P事業のフェーズ3はやめるべきです。いかがですか。

最後に、地元中京区における公共用地の活用について質問します。現在、壬生川四条の北西側には京都市みぶ学園などの施設と共に、UR都市機構が壬生坊城アパート、通称壬生第一公団を管理・運営していました。施設の老朽化等により解体の予定となっています。この地域は、四条大宮へのアクセスもよく、朱雀第一学区や朱雀第三学区の境目にあります。1月19日には建物の解体の説明会が行われ、解体の際のアスベスト飛散に対する懸念や騒音、振動、ほこりなどへの不安の声が出されました。同時に跡地についての質問も出されましたが、出席していた京都市は、現在跡地方針は未定、社会的ニーズに応じて説明され、地域の声を聞くという姿勢は見えませんでした。説明会に先立つ昨年11月26日には、周辺地域の方々と一緒にUR

都市機構に対して申入れを行いました。地域の方々が求めた幅広い説明会の開催や説明会における真摯な回答を求めることに関してUR側も了承されましたが、跡地の活用については京都市の土地ということで回答は控えられました。現在、多くの公共用地について、地域住民の要望ではなく、京都市の財政的な観点のみに絞られた活用が続けられていますが、住民の皆さんからは、高齢者や子供たちのための施設にとの声が上がっており、地域の声を反映した跡地活用が求められています。住民の声をいかした公共用地としての跡地活用にすべきです。いかがですか。

また、この四条通沿いには、旧地域リハビリテーションセンターの建物も残っています。交通の便など立地条件のよい土地だからこそ、耐震化したうえで、公共施設として引き続き地域のための施設にすべきです。

以上で第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** 松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** 平井良人議員の御質問にお答え申し上げます。

P a r k-U P 事業について御質問がございました。京都市では、地域に身近な街区公園等において、地域が主体的に公園の管理運営を進め、また、地域からの要望に応じ、民間企業等の多様なサポート団体の支援を受けることができる P a r k-U P 事業を令和6年2月に創設しており、現在は五つの公園において、地域の皆様が考える公園の使い方、将来像の実現に向けて取り組まれています。

とりわけ伏見区の北鍵屋公園においては、これ私、二度お邪魔をしておりますが、藤森学区の皆様と株式会社セブン-イレブン・ジャパンの約2年にわたる共同研究の結果、フェーズ3の段階となる地域交流施設とコンビニ店舗をセブン-イレブン・ジャパンが公園内に整備することで合意がなされ、昨年11月に施設等をオープンしております。現在は、地域とコンビニ店舗が連携し、公園の魅力向上を目指した取組を既に開始し、セブン-イレブン・ジャパンが地域貢献をも目的に公園の管理運営に参画されておられます。この P a r k-U P 事業は、公園を拠点とし、地域自らが地域コミュニティの活性化など地域課題の解決や価値向上につなげる制度であります。中でもフェーズ3の段階は、サポート団体から地域交流施設の提供等を受けることで、安定的に公園の管理運営を続けられる優れたモデルであり、この北鍵屋公園におきましても、地域の皆様方から幅広く御賛同を頂いているところでございます。今後とも、こうした地域の主体的な取組に対し、本市としても積極的に支援してまいります。

以下、関係理事者が御答弁申し上げます。

**議長（西村義直）** 結城総合企画局長。

〔結城総合企画局長登壇〕

**総合企画局長（結城実照）** 学生支援についてでございます。

京都市では、学生の皆さんが安心して学べる環境を確保するため、大学の安定的な経営が重要との認識の下、国に対し、学費収入と共に大学経営の大きな柱である補助金の充実を求めるほか、国による給付型奨学金の創設・拡充を重ねて要望してきたところでございます。その結果、国において給付型奨学金等からなる修学支援新制度が創設され、この間、支援の対象が、中間所得層へ拡大されるとともに、多子世帯には、授業料の無償化が予定されるなど、順次充実が図られております。当該制度には、学習状況を見極める観点から、出席率など学業要件が設けられておりますが、災害、傷病など不慮の事情がある場合は、直ちに支援の廃止に至らないなど実情に配慮した運用がなされているところでございます。

本市独自の奨学金制度の創設は考えておりませんが、オール京都で議論し、創設した就労・奨学金返済一体型支援事業の活用促進により、卒業後の経済負担の軽減を図っております。京都芸大におきましても、大学独自の授業料減免制度により適切に対応していることから、新たに学費の無償化や入学金の廃止を行う予定はございません。

今後とも必要な国への要望を行うとともに、大学等との緊密な連携の下、大学、学生を取り巻く状況を把握し、安心して学べる環境づくりに努めてまいります。

**議長（西村義直）** 並川保健福祉局長。

〔並川保健福祉局長登壇〕

**保健福祉局長（並川哲男）** 地域リハビリテーション推進センター及び壬生坊城市街地住宅の跡地活用についてでございます。市有資産の活用にあたっては、公共性、公益性を重視した政策的な利用を優先的に検討

することとしており、そのうえで、検討の結果、行政目的での利用が見込めない資産については、民間事業者等の協力も得ながら、京都市全体の視点で有効に活用することとしております。同センター跡地の活用については、令和5年9月市会において、地域住民の意見を尊重するのは当然のこと、慎重かつスピード感を持って計画を進めることとの付帯決議を頂いているところであり、両施設の跡地についても、地域の皆様からの御意見や御要望に耳を傾けながら、地域の活性化に資する活用を進めてまいります。なお、同センター跡地の建物については、築後47年が経過し、老朽化への対策や耐震化に多額の費用を要することなどから、継続して使用することは不適當であると考えております。以上でございます。

**議長（西村義直）** 旗都市計画局長。

〔旗都市計画局長登壇〕

**都市計画局長（旗哲也）** 若者への家賃補助についてでございます。本市では、単身向け等の賃貸住宅ストックは充足しており、若者への家賃補助は必ずしも市内定住の決め手とは言えず、制度の創設は考えておりません。

一方、令和4年12月に公表した京都市の人口動態については、住宅取得を検討する結婚、子育て期の若者世帯が、昨今の市内の新築住宅価格の高騰などから近隣都市へ転出する傾向が顕著であると判明しております。このため未就学児のいる若者世帯にターゲットを絞り、比較的手の届きやすい既存住宅を選択肢としていただけるよう、既存住宅の購入に最大200万円を支援する京都安心すまい応援金を今年度創設いたしました。この制度は、当初の想定を大きく上回るお申込みがあり、この2月市会に追加の補正予算案を提出させていただいております。引き続き、この制度の活用等を通じまして、若者・子育て世帯の定住促進に努めてまいります。

**議長（西村義直）** 稲田教育長。

〔稲田教育長登壇〕

**教育長（稲田新吾）** 全員制中学校給食についてでございます。いわゆる2時間喫食については、文部科学省の学校給食衛生管理基準で、調理後2時間以内に給食できるよう努めることとされており、これまでから変わらずこの基準に基づき、責任を持って計画を進めてきたところでございます。

また、給食業界の安定性につきましては、現在の選択制中学校給食では、時勢に応じた適切な委託料を設定することで20年以上安定的に継続しており、今回採用するPFI手法による学校給食センター整備運営事業も、全国110件以上の実績のうち経営破綻した事例はございません。本市給食センターについても、賃金や物価の上昇等に対応できるよう、消費者物価指数が一定割合以上変動した場合の委託料の見直しを契約条項に定めるなど、長期にわたり安定的に運営できる仕組みを構築してまいります。

去る1月には、PFI事業者選定の入札公告を行い、現在、参入を検討する事業者を対象に、塔南高校跡地や配送先となる各中学校の見学会を順次実施しているところであり、引き続き、京都ならではの食文化や地産地消を一層意識した、京都方式の給食センターによる全員制中学校給食を、令和10年度の夏休み明けから実施すべく着実に計画を進めてまいります。

**議長（西村義直）** 平井議員。

〔平井良人議員登壇〕

**平井良人議員** 教育長から御答弁があり、2時間喫食に努めることだということでありました。そしてまた、適切な委託料になっている、経営破綻はないということではございましたけれども、現在の情勢上、変化する物価高の下で非常に不安定だということは明らかであります。事業者の安定性、食の安全の観点からも委託の巨大給食センター方式はやめ、温かい学校調理方式による全員制の中学校給食にすべきことを重ねて申し上げて質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

議長（西村義直） 次に、湯浅光彦議員に発言を許します。湯浅議員。

〔湯浅光彦議員登壇（拍手）〕

湯浅光彦議員 右京区選出の湯浅光彦です。公明党京都市会議員団を代表し、かわしま優子議員、松田けい子議員と共に新京都戦略案とその実現のための初年度予算となる令和7年度京都市予算案について質疑を行います。松井市長はじめ関係理事者の皆様には市民に対し分かりやすく希望あふれる答弁をお願いします。我々公明党京都市会議員団は、昨年10月、松井市長に対し91項目の予算編成に対する要望を提出いたしま

した。その際に公明党は、創造的福祉社会を目指すことを申し上げました。この創造的福祉社会とは、誰一人取り残さず小さな声を聴く力と国と地方のネットワークによる政策実現力をさらに発揮し、人々のつながりと支え合いを幾重にも創り上げ、全ての人の尊厳を守り、それぞれの自己実現に最適な環境を提供できる社会であります。

〔西村議長退席、平山副議長着席〕

今の世情をある識者は、世界と日本にもニヒリズムが侵食し、信用できるのはお金だけとなり、目先のことにしか心が向かず、先人の知恵もいかさず、歴史も顧みないと警鐘を鳴らしています。正に世界ではいまだ紛争が続く、自国ファーストの風潮が幅を利かせ、国内では少子高齢化が進行する中、物価高やエネルギーの高騰、いつ起こるとも分からない災害などなど将来に対して不安を抱えての毎日ではないでしょうか。だからこそ将来に希望を持ち、安心して生活できる社会、お一人お一人の力が最大限に発揮でき、全ての方が共に支え合い、互いを大切にする社会こそ市民が求めておられるのではないのでしょうか。

今回の予算案を拝見するに、私どもの思いを真摯に受け止めていただいている予算案であるとまず申し上げておきたいと思います。そのうえで昨年2月に市長に就任されて以来、内外問わずその人脈も最大限にいかし、あらゆる方々と精力的に対話を重ね、積極的に発信をされていることは大いに評価し、心強くも思っております。

予算編成に当たっては、市政の基本姿勢として、まず1点目に、市民生活第一の徹底を掲げ、福祉、健康、医療や教育、子育て環境、地域企業等の下支え、安心・安全など市民生活を守る政策を基本とされたうえで、2点目には、多彩な人々が集い、つながり、交ざり合うことで新たな京都を切りひらく、3点目には、全ての人に居場所と出番がある社会の実現を目指し、誰もが活躍できるよう、市役所・区役所が結節点としての役割を担い、社会総掛かりで共に課題の解決に取り組む新しい公共を推進していく、4点目として、より効果的な政策立案に向け、市役所職員の意識を変え、仕事の仕方、公共空間の在り方を変革するを掲げておられます。そのうえで、令和7年度予算案では、突き抜ける世界都市の実現に向けた本格展開を図る予算として、限りある財源を京都の価値を高める施策に重点的に配分するとされ、特に市民生活を守る取組、喫緊の課題である人口減少に対する取組、そして京都の価値・強みをいかし、先導的・挑戦的に展開する取組を強化し、さらには、限られた財源の中、効果的・効率的な施策展開のため、府市協調、オール京都の取組や公民連携等の新しい公共、予算を掛けずに取り組むゼロ予算の取組も推進するとされています。これらの裏付けとなる財政面を見ますと、厳しい財政状況を市民の理解と協力の下、克服する中、今後の行財政運営の基本方針として歳出上限を設定せず、京都のまちの魅力や市民生活の豊かさの更なる向上を図り、担税力の強化、持続可能な行財政の確立にもつなげていくとされています。一般会計における実質的な予算案は9,575億円で前年比プラス1億円、過去2番目の規模であり、歳入予算では市税収入が過去最高を見込み、歳出改革も含め3年連続収支均衡予算となっております。過去負債についても予定どおり返済する予算案です。

個別事業の具体的な取組については、新京都戦略案と併せて局別での議論となりますが、今回の新京都戦略案の作成、それを踏まえた予算編成に際して、市長は、この1年、議会をはじめ多くの方々と対話を重ねてこられ、京都の持つ可能性、課題、強み、弱みなどどのように感じ、京都のポテンシャルをどのように市民生活の豊かさにつなげていこうとされているのか、率直に伺いたいと思います。

さらに新京都戦略案に掲げた政策を実現するには、ひとえに人に掛かっていると私は思います。週休三日制も広がりを見せる中、京都市をけん引する市役所職員の意識改革と自由かつ達に力を発揮できる組織風土への変革も必要であると考えます。市長の考えをお聞かせください。

次に、中小企業支援、とりわけ中堅企業への取組についてお尋ねします。新京都戦略案には、京都経済を支える地域企業、中小企業の持続的発展、成長の支援とされています。中小企業は、京都市の99パーセントを占め、働く方も70パーセントを占めています。既に御承知のとおり資源高騰による経営困難、進まない価格転嫁、人手不足、持続可能な賃上げの流れなど大変厳しい状況が続いております。我が公明党も全党挙げて国、府、市が一体となり課題解決に向けて官民挙げて取り組んでいるところであります。

一方で、苦しい状況にある中小企業ですが、ゆえにまたその伸び代も大変あると思っております。我が会派の青野団長を筆頭に、令和7年度予算要望において、スタートアップ・エコシステムの機能強化について、経営人材の確保、資金調達、コミュニティの形成などの支援を強化し、スタートアップが創出・集積す

る環境づくりを強力に進めることを求め、新規・充実事業として1.5億円の案が提示されております。着実な事業の進捗を要望しておきます。

さて、令和7年度税制改正大綱では、地域の活力なくして日本全体の活性化はないとし、活力ある地域経済の実現に向けて、成長意欲の高い中小企業を力強く支える内容となっております。特に注目されるのは売上高100億円を超える中小企業を育成することが地域経済を発展させる鍵であり、こういった企業は輸出、海外展開による地域外需要の獲得や地域内での新たな需要を創出するとともに、収益を上げて生産性向上や賃上げを実現し地域経済の好循環をリードする存在になり得ると考えます。売上高100億円以上の企業は、京都市には279社あります。昨年施行された改正産業競争力強化法では大手ではないが力ある企業を中堅企業者として定義されました。この中堅企業者とは、中小企業者を除く従業員2,000人以下の企業と定義されており、その中でも積極的に賃上げやリスクを取った投資等を行う成長意欲の高い中堅企業者を特に特定中堅企業者と位置付けております。京都府には、特定中堅企業者はまだなく中堅企業者が106社あります。これらの企業は大企業を超える国内売上げ、投資や給与総額等の伸びがあり市内経済にも大きく貢献されています。

にもかかわらず中小企業政策の対象外として大手と同列の大企業に位置付けられ、中堅企業の課題に応じた措置が講じられてきませんでした。税制大綱では、成長意欲の高い企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、対象設備の取得や制作などを行った場合に投資した全額を費用計上する即時償却か、もしくは取得価額の最大10パーセントの税額控除を選択できる制度が2026年度まで2年間延長されます。さらには、法人税の軽減税率延長や事業承継税制の役員要件の緩和なども盛り込まれております。京都における地域経済の発展に今回の税制改正を活用し、京都府、経済団体、金融機関と連携しつつ中堅企業者に焦点を当てた取組を強化することが有効ではないかと考えます。いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

まずはここまででの答弁をお願いします。

副議長（平山よしかず） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 湯浅光彦議員の御質問にお答え申し上げます。

市政運営についてでございます。私は、市長就任後、市民対話会議の開催、有識者との意見交換など様々な方々との対話を重ねてまいりました。その中で、人口減少や地域を支える担い手の不足といった諸課題を再認識するとともに、歴史の中で育まれてきた生活文化、人口の約1割に及ぶ学生など攻めの都市経営につながる豊かな可能性、このまちの可能性を改めて実感いたしました。こうした京都の可能性を最大限にいかし突き抜ける世界都市を実現していくためには、令和9年度までに取り組む政策の方針、新京都戦略案をしっかりと実現していかなければ、実行していかなければいけない、そういう思いで令和7年度予算案も同時にお示ししたものでございます。

戦略で重視する、ひらく、きわめる、つなぐの三つの視点で、リーディング・プロジェクトをはじめとする挑戦的な取組を強力に推進し、京都の価値や強みに共感する多彩な人材が集い、そして地域になじんでいく、そして地域の発展の起爆剤になっていただくということで、新たな文化や産業をこの京都の地に創出し、都市課題の解決、さらには都市全体の魅力や活力を向上させていく、そして生まれた都市の活力を福祉、健康や教育、子育て環境の充実など市民生活の豊かさの向上につなげる、更なる好循環を創出してまいりたいと考えております。このことは、先ほど湯浅議員がおっしゃった公明党が掲げておられる誰一人取り残さない創造的福祉社会の実現と軌を一にするものだと私は信じております。

湯浅議員御指摘のとおり、戦略に掲げる政策を効果的に実施していくためには、職員の意識改革、組織の変革が極めて重要であります。徹底的なDX、あるいは柔軟な働き方の推進など、働く環境の改善と施策、事業の不断の検証、見直しにより、職員が新たな挑戦をする余白というものを生み出すとともに、職員が自ら課題を見つけて、そして市民目線で市民の皆さん、あるいは有識者の方々と対話を重ねて政策を立案して実現に向かって共に前進する、そうした仕事の仕方改革を市役所だけではなくて、市役所の壁を取っ払って、市民の皆さん、地域の皆さんと共に実践していかなければならないと考えております。職員一人一人がやりがいを持って風通しよく何でも議論ができる、よりチャレンジができる組織に変えていくとともに、先般頂いた市民協働に係る御提言も全職員が意識し、市役所・区役所が結節点としての役割を担い、多様な皆様にこのまちは自分のまちなんだという当事者意識を持って、また楽しんで、公共に関わっていただくこと

で、まちのコミュニティの活性化、京都の次代、次の時代の担い手の育成にもつなげていきたいと思っております。

このように、正に御指摘があったような社会総掛かりで共に課題の解決に取り組む新しい公共を推進し、全ての人々に居場所と出番がある、そして誰もが幸せを感じ、そして生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまち・京都を実現してまいりたいと考えております。

中堅企業の成長に向けた中小企業支援についての御質問がございました。湯浅議員御指摘のとおり、地域経済の好循環をリードする存在となり得る中堅企業、これは地域企業の中でもさらに将来の発展のポテンシャルが大きい中堅企業の育成というのは重要な課題だと思っております。京都市には、独自の技術力をいかし海外市場を視野に入れた事業展開によって発展を遂げられたグローバル企業が数多く存在しています。それは地場の技術に即して、しかしそれをそこに従来型の技術にとどまることなく、グローバルに新たな時代のニーズに適応して展開しておられる企業だと思います。こういう企業に続く次の時代のグローバル企業、中堅企業を創出する必要が今最も求められていると考えております。このため、新京都戦略には高いものづくり技術を持つ中小企業を対象とした積極的な海外展開の支援によるグローバル企業の創出を掲げております。まずはこうした取組により本市における中堅企業の裾野を広げていくことが大切だと考えております。

今回御指摘いただいた、御紹介いただいた税制改正は、こうした中堅企業への成長を促し、中小企業を活性化させるためのものとなっております。昨年11月に私が中小企業庁の山下長官に直接要望した事業承継税制の役員就任要件の見直しなど円滑な事業承継の促進や経営基盤の強化、設備投資の促進、さらにはグローバル対応に向けた環境整備などが主な改正ポイントとなっております。

事業承継については、京都市の中小企業における大きな課題の一つであり、行政はもとより、地域の金融機関や税理士さんをはじめとした士業団体、産業支援機関などと事業承継ネットワークを構築し支援に取り組んでおりますが、今回の税制改正を踏まえて、その取組を加速させてまいります。

また、グローバル企業、中堅企業の創出には、これまでから府市で融資を行い設立されたジェトロ京都や京都府、京都商工会議所などのオール京都体制を構築し、海外展開を支援してきたところでありますが、更なる海外展開を促すため、令和7年度新規事業として、海外企業とのビジネスマッチングや、DX化の推進による生産性向上を支援するグローバル展開支援中堅企業創出プロジェクトを開始し、中小企業の挑戦的な投資をさらに支援してまいります。

今後とも、京都府、経済団体、地域金融機関、あるいはグローバルなメガ金融機関も含めて、金融機関及び産業支援機関と連携した支援を行うとともに、国の成長投資補助金などにつなげることで、大規模投資を促進し中堅企業への成長を加速させてまいります。以上でございます。

副議長（平山よしかず） 湯浅議員。

〔湯浅光彦議員登壇〕

湯浅光彦議員 ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきたいという風に思います。

次に、児童相談所の体制強化について質問します。京都市における令和5年度児童虐待相談、通告件数は、京都市児童相談所及び京都市第二児童福祉センター合わせて3,443件、認定件数は2,522件73パーセントでありました。5年前の令和元年には相談通告件数は2,693件、認定件数は2,051件76パーセントと5年間で相談通告は750件増え、認定数も471件増加しております。

皆さんは、児童相談所というどういったイメージが思い浮かぶでしょうか。痛ましい事案が全国で発生すると、児童相談所の対応が不適切であった、関係機関、都道府県間の連携が取れていなかったなどネガティブな報道がなされ、責めを負うのは児相の方々ばかりのようなイメージではないでしょうか。そして冒頭申し上げたどおり児童虐待の相談通告件数は増え続けており、児童相談所職員の忙しさと精神的負担は想像を絶するものではないかと思っております。京都市では、児童福祉司84人、児童心理司36人と国の配置基準は満たされております。児童福祉司における専門職の割合は福祉職、保健師、保育士等専門職が55人、一般行政職は29人と3割超は一般行政職として配置されており、専門性を必要とされる職務に就くことは大変な苦労があるものと思っております。また、令和6年度に児童福祉司として配属された19人中7人が新規採用職員であり、児童福祉司として必要な任用資格は業務をこなしながら取得している人もおります。指導に当たる係長級の首席児童福祉司の下に3名から4名の児童福祉司が配属され、首席児童福祉司自身がケースを直接担当することもあります。児童福祉司の在籍期間は3年未満が59人、3年以上5年未満が19人、5年以上は僅かに6人で、実

に70パーセントが3年未満であり、御本人もさることながら主席児童福祉司も大変だと察することができます。実際に現場の状況はどうかと調査したところ、日々の残業も多く、中には帰りが21時や22時になることもある。また児童相談所では、児童虐待への迅速な対応のため、休日、夜間に、当番制により早期対応を行っています。平日、夜間の当番の日には、課長だけでなく、主席児童福祉司による何らかの対応が必要になることもままあります。また、業務が多忙で休みにくいとのことでした。増員はされているがまだまだ人は足りない。さらには児童福祉法改正により、子供の意見表明権が明示され、一時保護を行う際にも裁判所の司法審査が必要になり、報道では、その手続には1件8時間掛かることや、法的根拠についても児童福祉司が負うことになり、大きな負荷が今以上に掛かる状況です。京都市では、法的援助業務については弁護士に委託しており、常時相談できる体制とはなっていません。法改正に合わせて円滑な業務遂行のため弁護士は委託ではなく常駐勤務が必要と考えます。いかがでしょうか。

さて、これらから見えてくる課題として多忙で終わりのない業務、保護者に批判され達成感を感じられず疲労だけが蓄積していく、一時保護から家庭復帰、施設入所などの手はず、家庭復帰後も続く相談業務、増え続ける虐待件数、毎年ゼロカウントではなく累積されていく相談業務、事が起これば最後は児童相談所が批判にさらされ、職員が短期間で異動、未経験者の増大、専門性の不足の連鎖、こういった悪循環に陥ってしまうことにならないかということでもあります。

児童虐待防止の最大の要は人であります。一部の職員に職務が集中する体制からの脱却、ワーク・ライフ・バランスを保てる体制を強化し、長く働きたい、働いてもらいたいと思う職場にしていくことが求められます。全国の児童相談所の実態に関する調査全児相報告書では、全国的なこれらの課題に対し、まず継続的に人員を増加し専門性を高める中長期人材育成のビジョンと現在の職員のメンタル面でのケアを最大限に行うこと、児相の置かれている困難な現実と一度は困難な状況に置かれた子供たちに対し希望を失わず子供たちのために懸命に奮闘している姿などポジティブな外部への発信が必要と提言されています。いかがでしょうか。児童相談所の更なる体制強化に向けてのお考えをお聞かせください。

最後に、高齢者が生き生きと活躍できる取組についてお尋ねします。本年は、団塊の世代の方々が全て75歳以上の後期高齢者となり、京都市では25万人弱となりますが、周りを見渡せば元気な高齢者はたくさんいらっしゃいます。京都市でもこれまでから社会参加を促す環境整備など高齢者施策に真摯に取り組まれていることは承知しております。現在では、70歳までの定年延長も努力義務とされるなど高齢者の活躍の場はどんどん広がっていくものと思われれます。

内閣府が65歳以上の男女を対象に行った調査では、60代後半では、収入が欲しいが50.6パーセントで最多。一方70代後半では、働くのは体によいから、老化を防ぐから、30.5パーセント、80代前半では、仕事そのものが面白いから、自分の活力になるからが34.2パーセントと、働く理由は高齢になるにつれ収入から健康、面白さにシフトしていることが見て取れます。厚生労働省では、昨年9月13日に高齢社会対策大綱を発表しました。公明党が提言してまいりました生涯を通じた活躍や単身高齢者増加への対応、認知機能の変化に対する配慮といった環境の整備に関する施策が盛り込まれております。高齢社会対策とは、増加する高齢者をただ支えるための取組だけではなく、今後高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提として、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組であり、年齢によって支える側と支えられる側を画することではなく、若い世代から高齢世代まで全ての人が、おのおの状況に応じて支える側にも支えられる側にもなれる社会を目指していくとされております。

私の所属する文教はぐくみ委員会で文化市民局より、区役所が多様なコミュニティの結節点として、ウェルビーイングなまちづくりに向け地域住民、地縁組織、企業、大学、NPOと協力し地域資源をいかしたつながり、支え合うコーディネート役を担うこと、各区役所に地域コミュニティHubを設置する等の報告がありました。正にこれからの社会を目指すうえで時宜を得た取組であり大いに期待しております。

これらの事業を推進していくには、どれだけ多くの方々に賛同され、事業に参加していただけるかに掛かっていると思います。地域には若い世代と共にまだまだ働ける、やりたいことがある、地域のために動きたい、若い世代とつながりたいと思う退職された元気な高齢者がたくさんいらっしゃいます。しかし、地域活動というと、どうしても無償ボランティアの側面が強くなります。京都市では、平成29年に住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、あわせて、高齢者の社会参加、介護予防の取組を進めることを目

的に介護保険制度の中の介護予防・日常生活支援総合事業を始めております。令和6年度の地域支援事業実施要綱等の改正では、この総合事業は高齢者が元気なうちから地域社会や医療、介護専門職とつながり、そのつながりの中で社会活動を続け、介護が必要になっても必要な支援を受けながら、住民一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指していくことが基本的な考え方とされています。この総合事業、元気な高齢者を含む多世代の地域住民による高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助や有償・無償ボランティア活動についても明記され、具体として高齢者の生活支援のための掃除、買物等の一部の支援を行う活動など介護支援と併せてちょっとしたお困りごとにも対応できる活動が当てはまります。定年後もばりばり働きたい方には京都府とも連携し、ハローワークやシルバー人材センターの充実など図っていただきたいと思いますが、そこまでではないが、健康と生きがい、地域のために働きたいという方に有償としてのインセンティブが働けば、より一層活動の場は広がるのではないのでしょうか。また、新京都戦略案の趣旨にも大いに合致すると考えます。総合事業の充実、とりわけ有償ボランティアの取組を是非とも始めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お答えください。

元気な高齢者は、地域社会にとりまして、大きな宝であります。ますます元気に動いていただけますようお願いをいたしたいと思っております。

以上で質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（平山よしかず） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 引き続き、湯浅光彦議員の御質問にお答え申し上げます。

高齢者が活躍できる社会についてのお尋ねでございました。今、湯浅議員の最後の質問を聞いていて支える側と支えられる側の垣根を低くする、あるいはそれが時によって入れ替わる社会を作るっていうのは私が目指している新しい公共というものの一歩本質的な姿だと思っております。貴重な御質問ありがとうございました。

長寿社会が一層進展している一方で、高齢者の皆様の健康寿命が延伸しております。高齢期にあっても、これまで使ってこられた知識や経験をいかした居場所と出番のある社会の実現が非常に大切であると確信いたしております。このため、就労や地域活動、様々な活躍の機会が得られる環境をより一層整えていくことが必要であります。これまで、京都市では一人一人の御経験や能力に応じた就労を提供するシルバー人材センターへの支援、老人クラブや老人福祉センター等での生きがいづくり、仲間づくりなど生き生きと過ごせる機会を提供してまいりました。また地域での見守り活動などボランティア活動についても多くの高齢者が御参加いただいております。地域における助け合いの精神や習慣が根付いたまちであると考えています。

御紹介いただきました介護保険法に定められた介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険の指定事業所の専門職によるサービス提供だけではなくて、地域の実情に応じて、自治会、町内会などの地縁団体、NPOなどによる有償ボランティアといった多様な主体が参画し、必要な家事援助や日常生活でのちょっとしたお困りごとへの支援、居場所づくりなど多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制を推進するものです。こうした活動は、市民の皆様の健康、生きがいづくり、地域貢献の場の提供につながり、また、生産年齢人口の急速な減少や介護の担い手不足への緩和が期待されることから、総合事業の充実は、私は、喫緊の課題だと思っております。正にこれこそが居場所と出番そのものだと考えております。現在のところ、全国的に総合事業の開始前から実施されている専門職によるサービス利用が大半を占めるなど、住民の多様な主体の参画がまだ進んでいない状況だと考えますが、地域のために働きたいという方も多く、有償ボランティアは一步を踏み出していただけるものになると考えております。このため、有償ボランティアによる活動への補助、助成について、来年度以降の早期の実施に向けて、多様な主体の機運の醸成、担っていただくサービスの範囲、介護予防や地域でのつながり等の効果的な取組など鋭意検討してまいります。

以下、副市長から御答弁申し上げます。

副議長（平山よしかず） 吉田副市長。

〔吉田副市長登壇〕

副市長（吉田良比呂） 児童相談所の体制強化についてでございます。児童虐待は、子育て世帯の経済的困窮、社会的孤立などといった様々な要因が複雑に関係して発生することが多く、虐待を受けた子供やその家族に対しては、児童相談所における専門的支援が強く求められています。

京都市では、児童相談所における専門性の確保の観点から、保護者対応に係る助言や家事審判に係る家庭裁判所への申立書の作成などを弁護士に委託し、法的対応機能の強化を行っております。令和7年度からは、一時保護をする際の司法審査が導入されることに伴い、委託業務を拡充し、弁護士の常駐化を行い、更なる法的機能の強化を推進してまいります。また、これまでから児童虐待件数の増加に対応するため、継続的に体制強化を図っております。令和元年度時点では、児童福祉司61名、児童心理士18名の配置でしたが、令和6年度時点では、児童福祉司23名増の84名、児童心理士18名増の36名と、いずれも国基準を上回って配置をしております。

第一線で業務に従事する児童福祉司や児童心理士は、日々、子供や保護者の声に真摯に耳を傾け、時に厳しい状況に直面しながらも、子供の健やかな成長のために使命感とやりがいを感じながら業務に取り組んでおります。湯浅議員御指摘のとおり、児童虐待対応の要は、正に人であります。重層的支援を支える役割を担うCOCO・テラスにおいて、区役所・支所や関係団体などと一層の業務連携を進める中で、職員の姿のポジティブな発信にも取り組んでまいります。

児童相談所職員の意欲の向上に向けては、中長期的な人材育成の視点に立ち、研修などの充実に努めるとともに、児童福祉センターの児童精神科医などととも協力しながら職員の精神的な負担軽減に努め、全ての職員が生き生きと活躍できる組織づくりを進めてまいります。

今後とも子供たちの成長を支援するため、必要な体制強化に努めてまいります。以上でございます。

~~~~~

**副議長（平山よしかず）** 次に、かわしま優子議員に発言を許します。かわしま議員。

〔かわしま優子議員登壇（拍手）〕

**かわしま優子議員** 伏見区選出のかわしま優子です。公明党京都市会議員団を代表し、湯浅光彦、松田けい子両議員と共に令和7年度一般会計予算案に対し質疑を行います。市長並びに関係理事者におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、文化の力で平和を築く平和文化都市としての取組について伺います。本年、広島、長崎への原爆投下から80年、終戦から80年という大きな節目の年を迎えました。私たちは、この歴史を胸に刻み未来の平和を築いて次の世代へと引き継いでいく責任があります。しかし、今なお世界は不安定な状況にあり、ウクライナ危機に伴う核兵器使用の懸念や中東地域で続く紛争など平和への道のりは決して平たんではありません。だからこそ、世界の平和実現に向けた努力が、かつてないほど重要になっています。

こうした歴史の転換点において、私たち一人一人が平和の推進力となり、未来を切りひらく覚悟が求められています。そして、歴史と文化のまち京都が、その理念を体現し、平和の実現に向けた具体的な行動を起こしていくべきではないでしょうか。

公明党は、結党以来、平和の党として、どこまでも人間の尊厳を守る平和主義を貫いてきました。現在、平和創出ビジョンの策定を進めており、核廃絶、気候変動対策、SDGsなど平和創出に向けた道筋を示し、2025年からの新たな10年に向けた行動を開始します。また、来月国連本部で開かれる核兵器禁止条約締約国会議において、日本がオブザーバー参加するよう強く求めてまいりました。このような粘り強い対話と行動を通じて、平和構築に貢献していく決意です。

京都市は、1978年に世界文化自由都市宣言を採択し、文化を通じて自由と平和を希求する都市であることを国際社会に発信しました。この宣言には、京都が育んできた多様性と共生の精神が根付いており、文化の力こそが人々を結び付け、平和を実現する鍵であるとの信念が込められています。

文化は、国境や民族、宗教の壁を越えて対話や相互理解を促し、人間の尊厳や共感、連帯感を深める役割を果たします。また、戦争や紛争の原因となる誤解や偏見を乗り越える重要な手段でもあります。平和の実現には、多様性の尊重と相互理解が不可欠であり、一人一人が世界市民としてこの理念を共有し、行動を起こすことが求められます。千年の歴史と文化を持つ京都は、国際社会における平和の架け橋としての役割が期待されます。今こそ、文化の力による平和の実現に向けた取組を力強く推し進めるべきです。そこで、本市が文化による平和の推進を更に進めるために、具体的な取組を提案いたします。

まず、平和文化月間のイベントを一層充実させ、市民が平和への願いを深める場として発展させることで、これにより、平和の理念を共有し、市民一人一人がその実現に向けて主体的に関わる機会を増やすことができます。さらに、文化交流を通じて相互理解を促し、国際平和への貢献につなげていくことも重要で

す。多様な文化や歴史的背景を持つ人々が対話し、共に平和を築く基盤を強化することで、より持続可能な平和の実現が期待されます。

加えて、京都を国際社会に向けた平和のメッセージ発信拠点とするために、平和に関する国際会議の開催を誘致し、平和と文化の都市京都としての存在感を世界に広く示していくことも重要です。京都が培ってきた歴史と文化の力をいかし世界各国との協力を深めながら、平和への道筋を共に描いていくことが求められます。

以上述べてきましたが、世界の情勢が混沌とする時代である今、京都市が文化の力で平和に貢献する都市として使命を果たすため、とりわけ市長の役割は重要です。市長の平和創造に掛ける思いをお聞かせください。

次に、人と人を結ぶ新しい協働プラットフォームの在り方について伺います。現代社会では、多様な価値観を持つ市民が相互に支え合いながら発展することが、持続可能な地域社会の構築に不可欠です。特に京都市は、伝統と革新が交差するまちとして、市民、企業、行政が連携することで新たな価値を創出する可能性を秘めています。そのためには、行政主導の枠組みを超え、市民が主体的に関わる新たな協働プラットフォームの構築が必要です。1990年代以降、市民が行政計画に参画する動きが進み、現在では市民と行政の協働が不可欠となり、本市においても、市民参加推進計画の策定や未来まちづくり100人委員会の設置、まちづくり・お宝バンクやKYOTO CITY OPEN LABOなどの協働の仕組みが整備されてきました。

昨年12月に発表された新京都戦略（骨子）では、市民の居場所と出番を重視した新しい公共の実現が掲げられました。これを踏まえ、本市が目指すべき協働プラットフォームは、市民の居場所と出番を確保し、協働を促進するリアルとヴァーチャルの場であり、人と人を結ぶ新しいコモン、公共です。この考えの下、公明党京都市議員団は、人と人を結ぶ新しい協働プラットフォームの在り方について調査研究をまとめ、松井市長に提出しました。市民参加を協働、共創へと深化させるには、参加の質の向上と多様なネットワークの確保が欠かせません。その前提として、市民や企業市民の市政への関心を高め、地域課題解決への意欲を喚起する施策の展開が求められます。具体的には、パブリックコメントにタラノア対話型を導入し、共感を促す対話を深めること、さらに子供や若者の市民参加を促すため、自治体の仕事を学ぶ機会の提供やユースカウンシル京都の活動強化、Z世代ダイアログやシチズンシップ教育の推進、また、お宝バンクとKYOTO CITY OPEN LABOを統合し、提案者同士の交流を促すとともに、公共施設に市民コモンズを設置することなどを提案しました。

一方で、市民協働の場では、積極的に発言する人の意見が中心になりがちで、社会的に立場の弱い人の声を反映する仕組みも重要です。本当の意味での市民協働を実現するには、誰もが参加しやすい環境を整えることが求められます。オンラインや日常の場の活用、少人数の座談会形式を採用する等、心理的負担を軽減し参加のハードルを下げる工夫も必要です。また、対話を支える聞き手を育成し、声を拾う役割の人を設けることで、より多様な意見を引き出すことができます。以上の視点を踏まえ、京都市の強みをいかした人と人を結ぶ新しい協働プラットフォームを実現すべきと考えます。

そこで、伺いたいします。市民の誰もが主体となり、京都の魅力をより高めていくため、市政への参加意識の向上、特に子供や若者への取組と、市民企業、行政を結ぶ取組についてどのような施策を講じられるかお聞かせください。

ここまでの前半の質問といたします。

**副議長（平山よしかず）** 松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** かわしま優子議員の御質問にお答え申し上げます。

文化の力で平和を築く平和文化都市としての取組についてでございます。御指摘のように、京都の歴史というのは、正に戦乱の歴史であります。以前、昨年の本会議で、私は、原爆投下の問題を議論させていただいたことを覚えておりますが、まず京都の歴史で言えば、応仁の乱でこのまちが非常に大きく荒廃をしてしまいました。そのとき、町衆の力がこのまちの復興に大きく役に立った。上京が本当に焼けてしまったときに、下京が、町衆がそれを支える形で京都のまちが復興した、30年余り中断していた祇園祭、そういうものを復興の一つの大きな力となっていた。すなわち、文化の力で復興が成し遂げられたという歴史がありま

す。第二次世界大戦でも大きな戦災を逃れることができたのは、長い年月を掛けて人々が培ってきた重層的な生活文化や芸術文化、山紫水明の自然環境などがあり、何よりも京都を愛する人々が、これはスティムソン陸軍長官だけではなくて、世界中にそういう方々がいらっしやったから大きな先生を免れたのではないかという議論もあります。

建都の精神は、平和、安心、安全、安寧を意味する平安であります。文化を基軸に、世界とつながりながら、新たな文化や産業等を創造し、千年以上にわたり発展し続けたまち、それが京都であります。京都市では、この精神を引き継ぎ、御指摘の世界文化自由都市宣言を行うなど、一貫して平和を都市の基本理念として位置付けております。私は、こうした歴史や理念を有する都市の首長が先頭に、国内外で都市交流、市民交流を重ね相互理解を深めるとともに、文化の振興や発展に取り組んでいくことこそが、世界の恒久平和につながるものだと信じております。今回戦後80年というこの節目の年に際し、かわしま議員から御提案いただいた平和文化月間の取組の拡充、文化交流等を通じた相互理解の促進、平和に関する国際会議の開催支援、いずれもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

折しも、今年は、今後25年の未来に向けた長期ビジョンを策定する年でもあります。平和の中で、市民一人一人の幸福を実現し、多様性を認め合い、互いに支え合うという公明党市会議員団の先生方の御意見もしっかり胸に刻んで策定を進めるとともに、万人の願いである平和に貢献できるよう、平和文化都市京都の市長として全力を尽くしてまいります。

市民協働についてでございます。先日は公明党市会議員団の皆様方から、人と人を結ぶ新しい協働プラットフォームの在り方について御提言を頂きましたことを感謝申し上げます。その際、公共をパブリックという概念だけで捉えるのではなくて、コモン、あるいはコモンズという言葉で捉えていただいたことについても、誠に適切な考え方で、私自身も非常に共感するところでございます。かましま議員御指摘の市民参加を協働、共創へと進化させるためには、市民、企業など多様な主体が対話を重ね、つながりを深めて、社会総掛かりで共に課題の解決に協働して取り組むことが何より重要だと考えております。

今年度に創設した市民対話会議におきましては、コミュニティの希薄化や地域の担い手不足など切実なお声を地域の皆さんからお聞きする一方で、地域に関わりたいけれど入り方が分からない、あるいは企業の立場から言うと、どうしてももっと地域に入り込んで、みんなでまちづくりに取り組んでいきたい、そんな声もお聞きする中で、若者や企業など地域の新たな担い手の可能性も強く感じておりました、そのように様々な思いを有しておられる皆様方をつないでいく結節点の重要性を強く感じているところであります。このため来年度は、私はもちろんであります、職員の多くが執務室を飛び出して、地域の人々とつながり、多様な主体と対話を行い、普段感じておられる思いや意見を引き出していく力や地域の人々とネットワークを築き課題解決の道筋を付けていく力を養成することで、人と人の結節点となるつなぎ手人材の育成に新たに取り組んでまいります。

また、議員御指摘のとおり、子供、若者の市政への参加意識を一層高めていくことも極めて重要です。来年度、子供、若者が社会に関心を持つきっかけを創出するための取組として、若者のサポートを受けながら、子供だけで仮設のまちを運営する京都版ミニ・ミュンヘンを京都府と一緒に府市協調で実施いたします。

今後とも、多様な主体が交ざり合い、対話を重ね、社会総掛かりで課題の解決に取り組む新しい公共を推進し、全ての人に居場所と出番がある京都、つながりのあるまち京都を実現してまいります。

**副議長（平山よしかず）** かわしま議員。

〔かわしま優子議員登壇〕

**かわしま優子議員** 平和とは、単に戦闘がない状態ではなく、一人一人が安心して安全に希望を持って生きられる社会です。私自身、その実現を目指して、更に頑張っていく決意です。

次に、災害時における避難所の環境改善について伺います。今年は、阪神・淡路大震災から30年を迎えます。この間、東日本大震災や昨年、能登半島地震などの大規模災害が発生し、公明党は、国会議員と地方議員が協力して現場の声を聴き、被災者支援に全力を尽くしてきました。我が党は、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準であるスフィア基準や、TKB、トイレ・キッチン・ベッドを重視した避難所環境の改善を訴えてきました。

その結果、昨年12月には、国がトイレの確保、管理、食事の質の確保、生活空間の確保を柱とする避難所

の取組指針を改定しました。本市でも携帯トイレの整備が進められていますが、国が新たに創設するトイレカー等の登録制度を活用するなど、更なる充実を求めます。また、温かい食事の提供も重要です。能登半島地震ではキッチンカーが活用されました。京都府内でも営業許可エリアの拡大が進んでおり、飲食業界団体との防災協定を締結する等、トイレ、キッチンの確保に関しては、広域連携や関連事業者との協力を通じた避難所運営を推進すべきです。

さらに、能登半島地震では災害関連死が約300人に上り、直接的な災害死を上回る状況となりました。災害関連死を防ぐためには生活空間の確保が大切です。補正予算に盛り込まれた間仕切りテントや段ボールベッドの拡充を進め指定避難所への分散備蓄を進めることや、スフィア基準に基づく一人当たり3.5平米の居住スペース確保に向け、国や京都府と連携して安心して過ごせる居住空間の確保に努めていただきたいと思います。

また、これまでから我が会派は避難所となる学校体育館へのエアコン設置を求めてきました。一昨年、地元伏見区で落雷による停電が発生し、猛暑の中、空調の整った奏和高校の体育館が避難所となったことで、住民の健康被害を防ぐことができ、改めて避難所となる体育館への空調設備の必要性を強く実感しました。この度、国において避難所機能強化のために体育館の空調設置を加速する方針が示されましたが、本市においても教育委員会と防災危機管理室が連携し、空調設備の設置を着実に進めることを求めておきます。

避難所の開設、運営には地域での助け合いが重要ですが、行政の支援も不可欠です。本市では、難所の長期運営に備え、区・支所職員に加え、各局職員の応援体制が構築されていますが、区・支所職員の体制を更に強化することを要望しておきます。

以上、大規模災害に備えた避難所環境の改善について述べました。本市においてTKBの備蓄や活用、スフィア基準に基づく避難所の環境整備、学校体育館の空調設置を進めていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、サーキュラーエコノミーの取組についてお尋ねします。近年、気候変動や生物多様性の減少、汚染などの環境問題が深刻化し、社会や経済への影響が懸念されています。こうした課題の解決には、資源の循環性と効率性を高め、大量生産、大量消費、大量廃棄のリニアエコノミーから、資源を最大限活用し廃棄物を削減するサーキュラーエコノミーへの移行が求められます。単なる廃棄物処理にとどまらず、経済、社会課題の解決や持続可能な社会、ウェルビーイングの実現に向けた一歩であり、新産業の育成や地域経済の活性化にも寄与する重要な取組です。

京都市会においては、昨年3月、国に対しサーキュラーエコノミーの推進を求める意見書を提出しました。国政では、公明党が提言を行い、昨年8月に策定された第5次循環型社会形成推進基本計画において、初めて循環経済への移行方針が明記されました。同計画では、プラスチックごみや食品ロス削減に加え、家庭から廃棄される衣類の削減目標も設定されました。さらに、循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに80兆円、2050年には120兆円に拡大する目標を掲げ、国全体で再生可能資源の活用や循環型ビジネスを推進する方針です。本市も、これまでから循環型社会の構築に取り組んできました。食品ロス削減のてまえどり運動、使用済衣服の回収、循環プロジェクトなどの取組は、環境問題を自分事ごととして捉え、行動変容を促す仕掛けづくりとなっています。昨年秋に梅小路公園で開催された循環フェスに私も参加させていただき、若者が資源循環に関する活動を楽しんでいる様子を目の当たりにして、リデュース、リユース、リサイクルの実践が新しい文化として醸成されていることに期待をしています。

とりわけプラスチックごみは、気候変動や海洋汚染といった地球規模の課題に直結しています。令和7年度に京・資源めぐるプランの中間見直しが行われますが、さらに踏み込んだ施策の充実として、使い捨てプラスチック使用削減と、バイオプラスチックなどの代替品の適切な利用を促進する脱プラ宣言を盛り込むことを要望しておきます。

我が会派が新年度予算にサーキュラーエコノミーの視点を踏まえた資源循環の要望をし今回新規事業として基盤づくりが予算計上されたことは、世界や国の動向を踏まえた新たな取組として高く評価します。循環型社会の構築を一層前進させるためには、これまでの資源循環の推進に加え、サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、製品設計の段階からリサイクルを考慮するデザイン・フォー・リサイクルの取組や、シェアリングエコノミーを活用した資源の長期利用などの先進事例を参考にしつつ、京都市独自の強みや特色をいかし、市民、事業者、行政などの幅広い主体が関与できる施策を打ち出していくことが重要です。今後、地

域経済を活性化させながら環境負荷の低減を図るサーキュラーエコノミーへの取組をどのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

最後に、青少年科学センターの将来構想についてお聞きします青少年科学センターは、昭和44年の開館以来、半世紀以上にわたり多くの子供たちや市民の皆様にあげられてきた施設です。私自身、地元の施設として幼い頃から親しみを感じており、子供たちとも何度も訪れました。親子で理科を体感する中で、科学への興味や科学者精神を育む貴重な時間を過ごしてまいりました。児童生徒を対象としたセンター学習や教員研修、学校支援事業を実施するとともに、市民の皆様にも開かれた理科、科学教育の拠点として、科学の楽しさやおもしろさを伝える重要な役割を担ってこられました。また、コロナ禍後も来館者数が順調に回復し、今年度は過去最高に迫る勢いと伺っております。これまでの取組に深く敬意を表します。

しかしながら、開館から55年が経過した現在、施設設備の老朽化が顕著であり、大きな改修が行われていない状況です。雨漏りや危険箇所の対策など必要最低限の保全に留まらず、施設全体の建替えや抜本的なリニューアルを検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。社会情勢が目まぐるしく変化する中、AI技術の台頭や探究型学習の推進により、子供たちには課題発見能力や解決能力を付けることが求められています。しかしながら、Webや動画から得られる知識が増える一方で、一番重要な実体験を通じた学びの機会はどんどん失われています。このような状況下で、実体験を提供する科学センターのような施設の重要性は一層高まっていると考えます。そのため、施設そのものだけでなく、展示品の刷新や充実も必要不可欠です。

また、京都には、最先端の知識や技能を持つ企業や大学が多く立地しています。これまでも企業特別展や体験講座を実施されてきましたが、例えば企業ブースの拡充や市内大学との連携事業の充実、科学センター外でのイベントの実施など、さらに魅力的で親しみやすい取組を展開することで、来館者数の増加と市民の科学教育への関心の向上が期待されます。さらに、庁内での連携も重要です。例えば、隣接する京エコロジーセンターや生物多様性センターの今後の展開と一緒に進めていくこと等も考えられるのではないのでしょうか。

青少年科学センターは、京都市の理科・科学教育の要となる重要な施設です。その役割を今後も十分に果たしていくためには、単なる長寿命化改修にとどまらず、未来を見据えた持続可能で効果的な整備が必要であると考えます。これまで我が会派からも要望してまいりました科学センターに係る予算が新年度予算で計上されていますが、今後どのように老朽化対策や事業内容の充実を進めていく予定でしょうか。市民の皆様を引き続き愛され、科学への関心や探究心を育む場であり続けるため、老朽化している施設のリニューアルや展示品の更新、外部施設との連携など、時代に即した対応を行うことの必要性和併せて、長期的な視点での将来構想についてのお考えをお聞きいたします。

以上で、私の代表質疑を終わります。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**副議長（平山よしかず）** 松井市長。

〔松井市長登壇〕

**市長（松井孝治）** 引き続き、かわしま優子議員の御質問にお答え申し上げます。

避難所環境の改善についてでございます。かわしま優子議員御指摘の被災者が尊厳ある生活を営めるよう避難所環境の改善を図ることは極めて重要であります。このため、今回国の避難所運営に関する指針の改定を受け、高齢者や障害のある方のうち、特に配慮が必要な避難者として想定する9,000人を対象に、段ボールベッド、間仕切りテントを避難所開設後速やかに設置できるよう整備していくこととし、避難所となる学校施設等のスペースのうち、居住に適さない一部を除外するなどしたうえで、1人当たり最低3.5平方メートルの居住スペースを確保できることなどを目指し、京都市の避難所運営マニュアルの改定に着手いたします。

さらに、避難所となる体育館への空調整備については、快適な室内環境を確保するため、公明党市会議員団をはじめとする関係者の皆様方による政府与党の国会の先生方や関係省庁への働き掛けにより創設された国の臨時交付金制度を活用し、令和15年度末までの完了を目安とし、できるだけ早期の整備完了に向けた計画を策定いたします。

加えて、帰宅困難者対策などの防災対応に御協力いただいているホテルや旅館、社寺の皆様にも、2次的な避難所としての役割もお願いしていきたいと考えております。

これらのほか、トイレの確保や温かい食事、入浴機会確保などについても、今後、国においてあらかじめトイレカー保有事業者等を登録し、被災地への迅速な派遣につなげる災害対策車両登録制度の活用のほか、本市独自に市内の様々な事業者団体の皆様との防災協定を締結するなどにより、安心・安全で快適な避難所生活環境を整備してまいります。

さらに、国において、福祉的支援の充実やボランティア団体の登録制度創設などを盛り込んだ災害対策基本法等改正案がまとめられるなど、災害対応力の抜本的な強化に向けた様々な動きがあります。今後もこうした動向を注視し、市民の皆様への命と暮らしを守るため、市総体として取り組むとともに、国、京都府、近隣自治体、事業者、地域住民の皆様と一体となって避難生活環境の向上を進めてまいります。

以下の答弁は、副市長及び関係理事者が申し上げます。

**副議長（平山よしかず）** 岡田副市長。

〔岡田副市長登壇〕

**副市長（岡田憲和）** サーキュラーエコノミーの取組についてでございます。京都市は、環境先進都市として、地球温暖化対策や資源循環を積極的に進め、ごみがピーク時から半減するなど先導的な成果を挙げてまいりましたが、より豊かな脱炭素社会の実現に向けましては、環境負荷の低減と持続可能な経済発展が両立する社会への移行が重要なテーマとなっております。とりわけ、始末の心の精神が息づく京都は、山紫水明と称される豊かな自然はもとより、文化、大学、NPO、先端企業や伝統産業、さらには、特色ある地域やクリエイティブ人材が集積するなど、サーキュラーエコノミーを進めるうえで、全国的にも極めてポテンシャルの高い都市でございます。その一方で、新たな挑戦に意欲があっても、連携できるアイデア、ノウハウを見いだすのが難しいとの声も伺っております。そこで、多様な主体が広く交ざり合い、地域資源を有機的につなげて新たなビジネスを創出できるようその価値を広くPRするとともに、多様な企業等が集い交流できる機会の創出や支援を行ってまいります。

加えて、かわしま議員御指摘のプラスチックでございます。既にペットボトルの水平リサイクルに取り組んでおりますが、素材として利便性が高い一方で、温室効果ガス排出や環境汚染にもつながる課題と認識をしております。今後さらに有識者の様々な御意見も伺いながら、市民や事業者の皆様への行動変容を促す一層の対策を検討、実施してまいります。

これらの取組をオール京都で進め、自然環境と調和する持続可能なまちの実現に向け、精力的に取り組んでまいります。

**副議長（平山よしかず）** 稲田教育長。

〔稲田教育長登壇〕

**教育長（稲田新吾）** 青少年科学センターについてでございます。今年で開館55年となる青少年科学センターでは、子供から大人まで幅広い市民の皆様への科学リテラシー向上のために様々な取組を行っており、近年では、企業や大学と連携した展示や体験講座等も実施し、好評を博しております。

一方で、急激に変化する社会情勢の中、一人一人の多様な幸せ、ウェルビーイングの実現を目指すためには、自然科学のみならず、人文社会科学を含めた分野横断的な学びを通して、実社会での問題発見、解決力を育むSTEAM教育の充実が求められております。こうした中、青少年科学センターでは、例えば日本酒や酵母の働きをテーマとした利き酒を含む大人向けの体験講座等、伝統文化等の人文科学と自然科学を組み合わせた取組にも着手しておりますが、施設の老朽化が進む中、かわしま優子議員御指摘のとおり、未来を見据えた持続可能で効果的な施設整備が喫緊の課題となっております。このため、日本を代表する多くの大学や企業が立地し、豊かな文化と人的コミュニティを併せ持つ知の宝庫と言える京都のリソースを最大限にいかした京都ならではのSTEAM教育の充実のため、令和7年度から新たに検討会議を立ち上げて、有識者等に幅広く御意見をお聞きし、新しい科学センターの使命やあるべき姿、施設整備の方向性等の調査研究を進めてまいります。

また並行して、従来の枠にとらわれない新たな事業や展示品の導入も含め、市民の皆様への愛され、科学への関心や探究心を育む場としての役割を果たしてまいります。

~~~~~

副議長（平山よしかず） 次に、松田けい子議員に発言を許します。松田議員。

〔松田けい子議員登壇（拍手）〕

松田けい子議員 山科区選出の松田けい子でございます。湯浅光彦議員、かわしま優子議員と共に、公明党京都市会議員団を代表し質疑いたします。市長並びに関係理事者におかれましては、希望ある御答弁をお願いいたします。

公明党は、庶民の中に分け入って多様な声を聴きます。それは、一人の声の中に全体に共通する課題が埋もれていることがあるからです。私は、公明党の一員として引き続き小さな声を大切に、どこまでも現場主義を貫き、その声を京都市政に届けてまいります。それでは質問に移ります。

初めに、産後ドゥーラによる子育て世帯への訪問支援について伺います。ドゥーラとは、ギリシャ語で、他の女性に寄り添い、支援する経験豊かな女性を指します。産前産後の女性を丸ごとサポートしようと、2012年一般社団法人ドゥーラ協会が民間資格として立ち上げ、約80時間の研修を経て認定しているのが産後ドゥーラです。出産直後の母親は、分娩による疲労、体力の消耗が計り知れず、ホルモンバランスは大きく崩れ、産後うつリスクを抱えています。その大きなダメージを抱えながら家に帰ると、押し寄せる怒涛の家事、育児に心身ともに押しつぶされそうになりながら孤立し、誰かの助けを求めている母親は少なくありません。産後ドゥーラは、こうした子育て世帯を訪問し、食事づくりや掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など幅広いサポートを提供します。家事だけなら家事支援ヘルパー、育児だけならベビーシッターが対応しますが、その両方を提供しながら、赤ちゃんの母親の心を感じ取り、寄り添って力付けることも大切な仕事で、それが子育てにおいて重要な愛着の形成を後押しするとともに、児童虐待や産後うつ等の発生を未然に防ぎ、子育ての環境を整えていくことにつながっています。実際、私も助けてもらえる人がなく、4人の子供をワンオペで育ててきた経験から、ありのままを受け止め、母親と子供や家族に合わせたサポートをする産後ドゥーラの役割は重要だと考えます。

本市の育児支援ヘルパー派遣事業や第3子以降及び多胎の出産をサポートする産前産後ヘルパー派遣事業で、現在4名の産後ドゥーラが支援に入っており、国の子育て家庭訪問支援ガイドラインに示す家事、育児支援と同時に、不安や悩みの傾聴、相談や支援施策の情報提供、対象者の把握などの役割を担っています。現在、両事業の対象者は、市が特に必要と認めた場合となっていますが、実際の子育て家庭の支援ニーズはより幅広いものと考えます。そうしたニーズを満たすサービス量の拡充と質の担保を図るため、何よりも重要なことは、そうした人材の養成、確保です。実際に、ある産後ドゥーラの方からは、人手が足りないことから、本市からの依頼に今後十分に対応できなくなるのではないかと懸念とともに、どうにかしてサポートしていきたいというジレンマを抱えているとの率直な御意見をお伺いしました。支援員となる要件は、国が規定した内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を終了したものであることから、東京都をはじめとする一部自治体では、当該事業に従事する支援員を養成するため、産後ドゥーラ養成講座の受講料を助成する制度を設けるなどして取り組んでいます。

そこでお伺いいたします。より多くの家庭が安心して子育てできるよう、現在取り組んでいる訪問による子育て支援サービスのサービス量を拡充するとともに、訪問支援する担い手の養成及びその確保に向けても、他の自治体の事例も参考に積極的に取り組むべきと考えますが御見解を伺います。

次に、単身世帯の増加に伴う住居確保について伺います。国立社会保障・人口問題研究所の2024年日本の世帯数の将来推計では、日本における単身世帯の割合は、本年4割に達し、その後も増加して半数に近づくと見込まれています。2050年には65歳以上の男性独居率は26.1パーセント、女性は29.3パーセントと、単身世帯化が大きく進み、高齢単身世帯に占める未婚率も男性59.7パーセント、女性30.2パーセントとなり、近親者のいない高齢単身世帯が急増します。こうした将来推計の中、それに見合った住宅供給では、本市の住宅マスタープランに示されているように、市営住宅の入居者公募において、単身世帯向けの応募倍率は比較的高いものの、市営住宅全体の応募件数、新規入居世帯数は減少し続けている状況です。実際、私がお受けする相談でも、高齢単身世帯向けの住まい確保に苦慮する相談が多く寄せられています。

本市においては、市営、府営住宅、すこやか賃貸住宅をはじめとする民間賃貸住宅やUR、公社賃貸住宅など様々な住宅を活用し住まいの支援を実施していますが、更なる取組の強化は喫緊の課題です。そのうえで、こうした課題を踏まえ、今後取組をより強化しなければならないと考えるのが、高齢世代の少し下に位置する中高年世代の単身者に対応した施策です。就職氷河期世代を中心に、若いときから非正規雇用で住まいが不安定にもかかわらず、支援を受けられないまま中高年に至っているケースが多く、市営住宅についてもいまだに入居のハードルが高く、この世代が住宅政策の支援対象から外れている現状は否めません。京都

市における30歳以上59歳以下の単身世帯数は、2025年1月1日現在で、14万2,315世帯、2015年の同調査と比べ2万5,501世帯増加しており、今後の増加傾向も踏まえると、こうした単身世帯の生活や自立を住まいの面から支える支援が必要となってくると考えます。

例えば、川崎市では、本年度から市営住宅の募集制度を一部変更し、60歳未満の単身世帯を対象に、入居期間5年で1回に限り5年延長可能として、年20戸程度の募集をしています。また、東京都では、不安定な就労状況等にある低所得の若年・中年単身者に対し、安定的な就労につながるよう、就労準備、家計改善等の支援とともに、条件付きで都営住宅の提供を行い、就労自立モデルの構築を図る事業を新たに実施するなど、中高年世代への公的な住まいの確保支援が徐々に広がりつつあります。

あわせて、こうした支援を拡充すべきと考えるのが、ケアリーバーです。ケアリーバーとは、児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子供、若者のことを言いますが、その多くは独り暮らしとなり、身近に頼れる人がいないために経済的困窮に陥るなどの問題を抱えやすい状況です。愛知県では、県営住宅にケアリーバーが単身で入居できる特別枠を設け住宅を提供しています。支援団体からは、民間の賃貸住宅は家賃が高いことから、安い県営住宅で生活を整えながら収入を安定させれば、若者が生きる力を養い、社会の一員として活躍できると同制度を評価しています。

そこでお伺いします。単身世帯が中心となる社会の到来を見据え、セーフティーネットを含めたサポート体制の強化が求められている中、本市においても市営住宅の空き住戸を目的外使用として利活用し、就職氷河期世代など、低所得の60歳未満単身者及びケアリーバーに対する住まいの確保に係る支援を行うべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

まずは、ここまでの質問について御答弁をお願いいたします。

副議長（平山よしかず） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 松田けい子議員の御質問にお答え申し上げます。

市営住宅を活用した単身世帯の住居確保についてでございます。本市では、市営住宅のセーフティーネットというのは役割をしっかりと果たしつつ、市営住宅の空き住戸を有効に活用し、様々な課題解決を図る取組を進めております。これまでに目的外使用許可の手法により、民間住宅事業者の資金とノウハウを活用した若者・子育て世帯向け住宅こと×ことや学生入居、子ども食堂、まちづくり、地域活性化の拠点としての利用など公営住宅法の枠を超えた様々な活用を進めさせていただいております。また、障害者グループホームといった福祉の活用にも重点的に取り組ませていただいております。

先日も、西野山・醍醐中山市営住宅の空き住戸を福祉法人の職員住宅として活用する取組に着手させていただきました。この取組は、市内の八つの大学との連携の下、大学生が若者ならではの発想で住戸の設計、整備を行う、これまでにない新たな試みであります。

議員御指摘のケアリーバーにつきましても、洛西東竹の里市営住宅において、児童養護施設を退所した若者を支援する事業者へ空き住戸を貸し出し、住居として提供しながら社会的な自立に向けた支援を行っております。

さらに、現在、向島市営住宅において空き住戸を活用し、京都府下の居住支援法人に指定されている事業者との協力による新たな取組も準備しており、近日中に発表させていただく予定でございます。この取組では、御指摘があった就職氷河期世代を含む60歳未満の単身者やひとり親世帯など様々な事情で住宅の確保にお困りの方々に住居を提供するとともに、社会的自立を支援するサービスも併せて行われます。また、入居者の自治会活動等への参加も支援し、多様な人々がつながり、交流する場を創出してまいります。

今後とも、市民の貴重な財産である市営住宅の空き住戸を様々な方々の創意と工夫で一層有効活用し、社会的課題を解決し、包摂性のある居場所と出番のあるまちづくりを積極的に進めてまいります。

以下、副市長が御答弁申し上げます。

副議長（平山よしかず） 吉田副市長。

〔吉田副市長登壇〕

副市長（吉田良比呂） 子育て世帯への訪問支援の充実についてでございます。近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、虐待の未然防止をはじめ子供の健全な育成を図るうえでは、養育環境が深刻な状況となる前に子育て世帯の養育環境などを把握し、支援の必要性が高い方を訪問による子育て支援サービス

の提供などの適切な支援につなぐ取組が極めて重要と考えております。このため、京都市では、妊娠期からの伴走型支援や医療機関で受診する1か月児健康診査、4か月までの乳児がいる全ての家庭に訪問をするこんにちは赤ちゃん事業などを通して体調不良や育児不安などのある方を把握しています。こうした支援を必要とされる方を対象に、松田議員御紹介のとおり、家庭全体の養育能力の向上を目的とした育児支援ヘルパー派遣事業や第3児以降や多胎の出産をサポートする産前産後ヘルパー派遣事業など家事や育児が困難な家庭への訪問支援を実施しているところです。議員御指摘のとおり、十分なサービス提供の確保や、より質の高い支援の担い手の養成、確保は重要な課題と認識しております。サービス提供の確保につきましては、訪問支援事業において、令和5年度以降、委託事業者の拡大などに取り組んでおり、今後、日々多様化する利用者のニーズに応え、必要とされる家庭がよりサービスの利用につながりやすくなるよう、更なるサービス提供量の拡充に取り組んでまいります。

また、こうした支援の担い手としては、保健師や助産師、看護師などの有資格者だけではなく、子育て経験がある方にもヘルパーとして御活躍いただいているところです。こうした方が適切な支援を行えるよう支援に必要な実技講習をはじめ、事故発生時に備えた救命講習など本市の研修を受講いただき、サービスの質の向上や安全確保にも取り組んでいるところです。

様々な課題や悩みを抱える家庭のニーズにしっかりと応え、寄り添った支援を提供できるよう、他都市の事例も参考にしながら、更なる能力の向上を検討し、様々な関係団体の皆様にも御協力をいただき、一層の担い手の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

副議長（平山よしかず） 松田議員。

〔松田けい子議員登壇〕

松田けい子議員 次に、インクルーシブ教育の推進について伺います。インクルーシブ教育とは、障害のある子供やない子供が共に学び、多様な在り方を認め合う社会を目指す教育です。2022年9月、国連の機関である障害者権利委員会が、日本への勧告の中でインクルーシブな教育の更なる推進を求めたことから、国、そして地方公共団体は、関連施策等の一層の充実を図っていかねばならないものと認識しています。

そしてその取組の柱として、障害のある児童生徒とない児童生徒が共に学び活動する交流及び共同学習があります。これは、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等の狙いの達成を目的とする共同学習の側面があり、学校行事や教科学習において共に活動することを通じて互いに社会性や豊かな人間性を育み、地域とのつながりを持てる最も重要かつ身近な取組で、障害者基本法や文部科学省が定める小中学校等の学習指導要領においても、その推進を積極的に行うよう明記されています。

しかしながら、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校と行う交流及び共同学習については、学校種、場所の違いや、自治体によっては設置者が異なることなどから、連携、実施に難しさがあると言われて中、私がこれまで保護者などからお聴きした埋もれがちな声や見えにくい課題、切実な御意見を踏まえ、本市における総合支援学校と小中学校との交流及び共同学習について質問いたします。

この取組には、総合支援学校の児童生徒が地域の小中学校の授業や学校行事に参加する直接的な交流と、学級便りやビデオレターの交換等を中心とした間接的な交流があります。しかし、直接交流ではカリキュラムが既に決まっている中で交流学習を設定するために担任同士での調整が難しいこと、交流学習を希望しても付き添う保護者が仕事で参加できないケース、年数回の交流では関係を築くのが難しく、毎回お客さん状態になってしまう等の課題があります。このため、オンラインでの交流等、デジタル機器を活用することで、学校を訪問する負担を軽減し、日常的な関わりを充実させることが期待でき、初めての環境に不安を感じる児童生徒にとって直接的な交流実施に向けた準備段階として有効で、交流を長く無理なく継続させていくことにつながると考えます。加えて、総合的な学習の時間を交流及び共同学習として活用することも有効ではないでしょうか。総合学習は、柔軟なカリキュラムで学校ごとにテーマを設定しやすく、福祉、共生、多様性の学びと関連付けることができ、さらに長期的なプロジェクト型学習が可能のため関係性を築きやすく、個別対応への業務負担が軽減され、現状の体制の改善につながると考えます。

また、他の自治体では、特別支援学校に通う児童生徒が居住地の小中学校に副次的な籍を置く副籍制度を導入し、特別支援学校の児童生徒が組織的に居住地とのつながりを維持、継続することで、交流及び共同学習の充実を図っています。私も、この制度を実施している横浜市を視察しましたが、共に学ぶ機会が増え、多様性を尊重する意識を育みながら、地域社会とつながりを築いていることを認識するとともに、インクル

ーシブ教育といっても、一つの理想の形やゴールが決まっているものではなく、どうしたら共に学び、共に生きていけるかとの問いを絶えず繰り返しながら進む、その現在進行形の過程の中に真のインクルーシブも存在するのではないかとの識者の言葉を改めて胸に刻む機会となりました。

そこでお伺いいたします。一例として副籍制度を挙げましたが、居住地域の小中学校との交流及び共同学習を希望する総合支援学校の児童生徒のため、他都市の先進的な取組を研究するとともに、ICTを活用した交流や総合的な学習の時間を活用するなどの工夫や、組織的、継続的に取り組む仕組みを構築することなどによって、交流及び共同学習の実施率の拡大や内容の充実につなげるべきと考えますが、御見解を伺います。

最後に、meet usの推進と持続可能な公共交通について伺います。まず、meet us山科-醍醐プロジェクトの推進に関し、私はこれまでの代表質問等で山科区内におけるインクルーシブ遊具の整備をはじめとする周辺環境の整備を重ねて求めてきたところ、来年度当初予算案こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトにおいて、東野公園の環境整備が図られることとなり、これを高く評価するものであります。

さて、昨夏、公明党山科支部では、meet usを後押しするため、区民の皆様の御意見や御要望を聞くべくアンケート調査活動を行いました。その結果、2,324名から回答を頂き、231件の記入回答に御意見を記してくださいました。この調査を通じて、これまで様々な活動の中で個別にお聞きしてきた山科区に対する評価や要望などについて、定量的に把握できたことは大きな成果となりました。アンケート調査では、山科で自慢できること、誇りに思うことはとの問いに、交通の便がよいが約6割と最も多くある一方、山科をもっと魅力的で住みたくなるまちにするためにはとの問いでも、交通アクセスを充実するが約6割と最多で、個別意見においても交通問題への改善要望が最も多く寄せられるなど、meet us推進における最重要課題の一つは、地域公共交通の充実にあることを改めて認識させられました。

国においては、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム体制の下、困りごとを抱える自治体や交通事業者とソリューションを持つパートナー企業間の出会いからプロジェクトまで、段階的、総合的に後押しし、全国各地での一斉解消を目指し、先導的実証事業を展開しています。こうした動きに連動し他都市においては、乗合タクシー、日本版ライドシェア、デマンド型交通の導入や自動運転技術の活用など、地域に合った移動の仕組みづくりを模索する実証事業を行っています。

例えば、静岡県湖西市では、市内企業の協力の下、企業が運行するシャトルバスに市民が乗る新たな移動手段の仕組みを社会実装に向けた実証実験として実施、埼玉県狭山市では、病院が運行する送迎バスの空席を活用して市内の交通空白地域と最寄りの公共交通結節点との移動支援を行い、高齢者が気軽に買物や通院で外出できる交通手段を確保、さらに埼玉県飯能市では、介護保健施設が運行する送迎車両を施設利用者だけでなく地域住民も利用可能とすることで、路線バスの空白時間帯における住民のお出掛けの足を確保するなど、地域公共交通事業において地域事業者が大きな役割を担っている事例もあります。加えて、生活圏が共通する自治体同士で財政負担を案分するなど、住民の移動ニーズを広範囲にカバーしている自治体もあります。私は、昨年3月と9月の市長総括質疑において、地域公共交通の充実について質疑を行ったところ、いずれも、地域主体で取り組む地域公共交通を継続できるよう後押しをしていくという答弁でありました。

そこでお伺いいたします。山科区の周辺部をはじめとする交通不便地での移動の足を確保するためには、地域や事業者、行政が一体となってその地域の実情に合った交通手段を検討する必要があります。その出発点として課題解決に向けた地域の主体的な取組がスタートできるよう、先進的な他都市の事例を分かりやすく紹介するなど、本市による更なる後押しが必要と考えますが御所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

副議長（平山よしかず） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） 引き続き、松田けい子議員の御質問にお答え申し上げます。

地域公共交通の充実についてでございます。全国的に深刻化しているバス運転手の不足等により、京都市においても、バス路線の一部において減便等が生じています。このように公共交通を取り巻く環境が非常に厳しい中、将来にわたって地域の公共交通を維持、確保していくためには、交通事業者、市民の皆様、そして行政が連携しながら主体的な役割を果たしていくことが必要不可欠でございます。京都市が果たすべき役割は、交通事業者、市民の皆様による取組への支援であり、国の交付金等も活用しながら、市民の皆様によ

る利用促進等の取組への支援や、交通事業者に対する担い手確保、市民生活に不可欠なバス路線維持のための補助等を行っております。同時に、松田議員御指摘のとおり、バス路線が廃止になったエリアなど、いわゆる交通不便地での移動の足の確保も重要な課題であり、地域の皆様や関係事業者等との連携の下、地域ごとのニーズや実情に応じて地域のあらゆる輸送資源を総動員した活用を検討していくことも重要だと考えております。

アンケート調査を行っていただきました、非常に夏の暑い時期に。そしてその中身について御丁寧に御教示を下さいました。ありがとうございました。これまでも山科地域におきましては、地域の皆様が主役になられて、バスの利用促進等を図る地域ぐるみでのモビリティ・マネジメントの取組や、現在バスが運行していないエリアにおける地域主体の住民バスの運行といった先駆的な取組を進めていただいております。

京都市は、こうした地域の取組を引き続きしっかり支援してまいります。そのうえで、こういった先駆的な取組から得られた知見をいかし、同様の課題をお持ちの他の地域での取組を後押しできるように、都市計画局と区役所が連携し、山科区の取組や御教示をいただきました他都市の事例等を分かりやすく御紹介するなど、地域の取組への支援を更に充実してまいります。今後とも持続可能な生活の足の確保に向け、地域の皆様と共に取り組んでまいりたいと思います。

以下、関係理事者から御答弁申し上げます。

副議長（平山よしかず） 稲田教育長。

〔稲田教育長登壇〕

教育長（稲田新吾） インクルーシブ教育の推進についてでございます。障害のある子もない子も共に学ぶインクルーシブ教育の理念の下、交流及び共同学習は、誰もが互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、子供たちの経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、地域で共に生活していることを互いに理解し、認め合う機会となる重要な取組と認識しております。

松田けい子議員御指摘のとおり、総合支援学校の児童生徒が居住地とのつながりを組織的に維持、継続することが重要です。全国的には、特別支援学校は都道府県が設置し、小中学校は市町村が設置するというケースが多い中、本市では、小、中、特別支援学校も共に所管する強みをいかして、全ての児童生徒の就学に向けた相談窓口を居住地の小中学校とし、総合支援学校に入学する児童生徒、保護者にも、小中学校とのつながりを確保してまいりました。

こうした中、総合支援学校の児童生徒、保護者が希望される場合には、原則全員を対象に、小中学校との交流及び共同学習を実施しており、小中学校と総合支援学校の担当者が連携の下、学習の意義、目標を共通理解し、学習内容や進め方を十分検討したうえで、学習発表会、運動会やスポーツを通じた交流等の取組はもとより、デジタルの強みをいかし、オンラインを活用した自己紹介や学校紹介、またダンスやゲームでの交流等の取組も積極的に行っております。交流及び共同学習については、必ずしも総合支援学校の児童生徒、保護者全てが希望されない現状もある中ではありますけれども、今後とも、他都市の事例も参考にしながら、その意義や狙いについて、教職員、児童生徒、保護者等活動に関わる関係者が共通理解を持って進めることができるよう、保護者へのリーフレットの配布や教員研修での啓発を図りつつ、ICTの一層の活用を含めて、あらゆる機会を捉えて更なる充実に努めてまいります。

~~~~~

**副議長（平山よしかず）** 暫時休憩いたします。

〔午後3時6分休憩〕

〔午後3時29分再開〕

**議長（西村義直）** 休憩前に引き続き、会議を行います。

~~~~~

議長（西村義直） 休憩前の議事を継続し、質疑を続行いたします。きくち一秀議員に発言を許します。きくち議員。

〔きくち一秀議員登壇（拍手）〕

きくち一秀議員 右京区選出のきくち一秀です。私は、民主・市民フォーラム京都市会議員団を代表し、令和7年度予算について質疑いたします。市長はじめ理事者におかれましては、真摯な答弁を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

松井孝治市長が就任して約1年がたち、今市会に提案されている令和7年度一般会計予算は、初めての実質的な予算編成であります。私たち、民主・市民フォーラム京都市会議員団は、今後の松井市政に大きな期待感を感じると同時に、天方議員と共に市民の皆様と一緒に活動を進めてまいります。では、質問に入ります。

先日私は、彼女と共に神戸市を訪れました。若い世代が、楽しめるまちであると改めて感じました。特に、神戸ポートアイランドは、山の斜面の土砂を掘り崩し、その跡地は、須磨ニュータウンに、そしてその大量の土砂により埋立てをし、現在、高層マンションなどの住宅や、医療、大学などが集積した地域でした。

一方、天方議員は、家族と共に岐阜県高山市を訪れ、江戸時代以来の城下町などが保全される飛騨の小京都を堪能しました。外国人観光客などの増加により、素泊まり型ホテルなどの夕食を提供しない宿泊施設が増え、一方では、飲食店数が少ないという問題点が発生しています。都市の規模や人口数等が異なることは、前提に考えなければなりません。本市は、4分の3が森林であることなどから、新たに市街地の面積をまとまって確保することは難しいという特性を認識したうえで、改めてまちづくりを考えていく必要があります。

本市のまちづくりの経過を考えると、例えば古くは、寺社への拝観時に徴収する古都税の議論、京都駅ビルの高さなどの景観、下賀茂神社社の森におけるマンション建設、梅小路公園内の京都水族館の取扱いなど、ほかにはない都市特性があり、これまでも市会でも様々に議論も重ねてきました。

一方で、身近な暮らしでは、パチンコ店や葬儀場といった地域と開発業者との紛争やマンション建設の在り方などについて、市会において請願や陳情等は常々あります。京都らしさである歴史や文化を大事にするのは当然のことながら、他都市のように、更なる市街化は難しい状況です。新景観政策実施後10数年を経て都市計画の見直しも行っていますが、今後、職住近接の状況や観光と暮らしの調和、ポストコロナにおいては、生活スタイルや勤務形態の変化がある中、いかに京都らしさを発揮し、まちづくりを進めるのかお考えをお尋ねいたします。

次に、観光と暮らしの調和を目指すうえでの本市の課題についてお尋ねいたします。

令和5年5月8日より、感染法上5類に移行したことにより、日常生活を取り戻しつつある中、外国人観光客は、日本が世界的にデフレ下にある中、ますます増加する傾向にあります。外国人観光客数より日本人観光客数が多いことは変わりのない中、ますます本市の奥深い魅力を感じていただけるまちを目指さなくてはなりません。

一方、本市においても、地下鉄、バスを走らせる交通局では、令和5年度決算や令和6年度の動向を見ると、周辺地域からの乗客の戻りが悪いと報告をいただいています。市内中心部では、観光地を中心に集中的な混雑状況にある中、飲食店では、観光客を相手に価格設定を実施しているような店舗も出現しているように感じています。

また、本市の観光客の定義は、観光目的ではなく、市外在住で通勤以外の目的であるビジネス、買物、イベント、スポーツ、友人、知人訪問で入浴した人と定義しておられます。ポストコロナを迎え、観光客が増えています。バスやタクシーの運転手、飲食店、宿泊施設などで人手不足、担い手不足といった社会的課題となっている中、一方で雇用を生み出すバス路線ネットワークの維持に寄与するなど、改めて観光の意義について市民の皆様にご理解いただくことは非常に重要であります。観光と市民生活の調和を進めることによって、市民の皆様のご生き生きとした暮らし、移動と交流といったことにも充実感を得られることになっていくと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、令和8年3月実施予定の宿泊税額の変更についてお尋ねいたします。京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会で、昨年11月に、宿泊税制度の在り方の検討について答申が示され、本市の宿泊税は、入浴客の受益に見合った負担を広く分かち合う手法として導入され、受益と負担の関係を明確化するなどの観点から、法定外目的税として制度設計されており、一方で、観光に対しての目的税というものの、財政が硬直化し使途に関する民主的統制が弱まるおそれがあることが指摘されています。使途の拡大や税率の引上げを行うのであれば、宿泊税の普通税化も併せて検討すべきでないかとの意見の中にはあったと承知しています。宿泊税の税収は、導入2年目の令和元年度に約42億円、コロナを経て令和5年度は約52億円の決算の報告を頂いています。令和8年3月からの実施、4月からの徴収を実施した場合、今年度の観光客の推移であれば、令和8年度の宿泊税の徴収額は、約126億円です。ちなみに今年度の観光客

に受益が及ぶ事業の財政内訳は、令和5年度に徴収された宿泊税約48億円と、令和6年度の予算ベースで一般財源から約62億円であり、合計額は約110億、今後はそれとは別に、観光課題対策などの新規・充実等の需要があると想定されています。令和8年3月から変更される宿泊税額の徴収実施以降は、歳入と歳出について、法定外目的税としての機能が発揮され、特に、令和9年度以降に本市全体の事業執行にも影響が及ぶと考えています。その場合、来年度は、税率の変更に伴う周知と、一般財源を投入する観光と暮らしの調和に資する事業の在り方を検証することが重要です。あわせて、令和8年4月以降の税率変更後の観光客数の推移を想定する必要があります。今後も、市民の皆様は宿泊税の増収による好影響を実感してもらえるように期待しますがお考えをお聞かせください。

次に、障害者の福祉型短期入所サービスの体制整備についてお尋ねいたします。障害者の福祉型短期入所、いわゆるショートステイは、自宅で障害者を介護されている御家族が、様々な理由により一時的に障害者を短期入所施設に預けることができるサービスです。これは、住宅で介護される御家族の負担軽減、すなわちレスパイトケアにも役立つ重要な福祉サービスです。しかし、私が幾つかの福祉型短期入所施設を視察し、運営主体である事業所の皆様及び利用者である御家族の皆様と意見交換した結果、双方が大きな課題を抱えていることが分かりました。

まず、事業所側でも、短期入所のニーズは非常に高いものの報酬単価が低いため、必要な数の職員を確保することが困難であること。しかも、夜間の業務を伴うことが担い手確保を一層困難にしているとのことです。夜間の介護業務については、一般にはあまり理解されていませんが、障害の内容によっては、深夜のオムツ交換をはじめ様々な介護業務が必要とされ、複数の入所者を一人の職員がお世話しているのが現状です。ある事業所の方は、この体制をいつまで続けられるかは分からないとおっしゃっていて、施設の現場ではひっ迫した状況になっています。中でも、福祉型短期入所単独型だけでは報酬単価が非常に低く、採算が取れない可能性があるという御意見を、併設型事業所の方からお聞きしました。現に、昨年末には単独型事業所が1社廃業されています。

他方、施設利用者である御家族の皆様が異口同音におっしゃるのは、金曜日から日曜日にかけての週末に短期入所が利用できないということでした。ある施設は、2か月前の事前予約が必要で、しかも希望どおりに予約できるかどうかは分からないとのことです。

また、私が相談を受けたある御家族によると、重度障害者、すなわち一人で食事ができない、言葉を話せない、排せつ、入浴など常に誰かの介護が必要な方を受け入れる福祉型短期入所施設が、京都市内ではほぼほに等しい状況とのことです。以上、私が直接見聞した範囲での知見ですが、ほかにも多くの障害者の御家族が困っておられるのが現状ではないでしょうか。

ところで、短期入所施設の稼働率が平日と比べて週末に大幅に上がるのは、障害者が平日に利用できるデイサービスが、土、日、祝日は利用できなくなることが一因と考えられます。しかし、平日には、夜間を含めて障害者を介護される御家族のレスパイトケアを考えますと、週末における短期入所サービスの重要性は明らかで、受入態勢の充実強化が望まれます。

以上のとおり、障害者の福祉型短期入所サービスについては、事業所側及び利用者側双方に解決すべき課題があると考えます。そこでこの問題に関する国の基本的な方針を見ると、短期入所などの障害福祉サービスについては、障害者が地域で安心してサービスを受けられるよう、市町村が実施主体となって提供体制を整備していくものとしています。また、昨年の障害者総合支援法改正により、市町村が地域生活拠点などを設置することが努力義務となりました。しかし、令和5年4月の厚生労働省の調査で、地域生活拠点などが設置されている市町村でも、必要な機能が十分に整備されていないとの指摘があります。実際、これまで述べたとおり、本市においても障害者やその家族が満足な支援を受けられていない状況があり、拠点が十分に機能していないと言わざるを得ません。

本市は、早急に福祉型短期入所サービスの現状を把握し、需要見込量に応じたサービス提供体制を整備していく必要があると考えますが、本市の考えをお聞かせください。

また、施設整備の在り方に関して私からの提案ですが、障害者個々の障害内容を把握しているのは、日頃利用されているデイサービス施設です。そこで障害者デイサービス事業者が福祉型短期入所施設を併設するか、あるいは施設間での送迎が可能な距離で両施設を運営することを促進するという方策が、この問題を解決するうえで有効ではないでしょうか。あわせて、本市のお考えをお聞かせください。

最後の質問として、ワールドマスターズゲームズ2027関西についてお尋ねいたします。人生100年時代を迎える今、地域でいつまでも自分らしく暮らすためには健康寿命を延ばすことが大切であり、身体機能の維持・向上に不可欠なスポーツの役割はますます大きくなっています。さて、ワールドマスターズゲームズは、国際マスターズゲームズ協会が4年に1回開催する世界最大級のスポーツ祭典です。30歳以上であれば、誰もが参加でき、今回は、関西一円で開催されます。本来であれば令和3年度に開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和9年の5月に延期となりました。

スポーツは、国や言語を超えて多彩な人々が交じり合う貴重な機会だと思います。ワールドマスターズゲームズを契機に、スポーツの聖地である西京極総合運動公園が栄え、スポーツの活気で私の地元右京区を盛り上げたいと思っております。そしてスポーツを通じて人と人のつながり、幸福感あふれるまちづくりを進めたいと思っています。

少し早いかもしれませんが、2年後のワールドマスターズゲームズに対する意気込みをお聞かせいただけませんかでしょうか。

これで、私の質疑を終わります。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） 松井市長。

〔松井市長登壇〕

市長（松井孝治） きくち一秀議員の御質問にお答え申し上げます。

京都らしいまちづくりの推進についてでございます。市長就任から1年、市民や有識者の方々と対話を重ね、人のつながり、暮らしに息づく様々な文化や、それを求めて集まる人や企業など、京都のまちのいかすべきポテンシャルの高さを実感しております。この、いわば京都のまち柄を最大限にいかして、都市の魅力や活力を向上させ、新たな京都を切りひらいていきたいという思いの下、先般全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都の実現を目指す新京都戦略の案をお示しました。

その政策集では、都市の成長や魅力向上につながる都市機能の集積、充実、良質で低廉な住宅の創出に向けた市内周辺部の都市計画規制の再考など、まちづくりに大きく関わる施策も掲げさせていただいております。

さらに、現在、京都の豊かな自然、歴史、文化、あるいは多くの大学の存在など京都というまちの価値、強味も見詰め直したうえで、100年先も色あせない京都独自の思想、価値観を示すとともに、市民の豊かさ、幸せを実現していくための羅針盤として長期ビジョンの策定を進めているところであります。

都市計画、まちづくりの指針である次期都市計画マスタープランにも、その精神を反映して、そして今日の質疑でも出ておりましたが、ミニ東京を目指すわけでもない、ニューヨークやロンドンを目指すわけではない、世界でも類を見ない京都のまちのすばらしさにより一層磨きを掛けてまいります。

市民生活と観光の調和、両立についての御質問がございました。

観光は、人々の心や人生の豊かさを高めるとともに、市民の暮らしや雇用、公共交通等の京都のまちの発展を支えるものであります。その効果は、飲食、宿泊、小売、運輸、そうしたものととどまらず、幅広い分野に及んでいます。さらには、文化の維持・継承や交流を通じた相互理解、新たな価値の創造につながるなど大切な役割を果たす存在だと思っています。観光が将来にわたり持続的に発展し、それがまちの魅力の向上へとつながるためには、このような観光の意義、効果を観光に携わる狭い範囲の市民だけではなくて、幅広いできるだけ多くの市民の皆さんに実感いただいて観光客を温かくお迎えするという機運を醸成することが不可欠と考えております。

こうした考えの方の下、今年度新たに市民向けWebサイトLINK! LINK! LINK!を立ち上げ、事業者が提供する市民限定サービスの情報や、観光の意義、効果、課題とその対策などを発信する取組を開始しております。

引き続き、観光課題対策はもとより、観光に対する市民理解の促進等に強力に取り組むことで、市民生活と調和・両立した持続可能な観光を実現し、観光による多様な人々の交ざり合いを通じた新たな文化や産業の創出、都市課題の解決、さらには都市全体の魅力や活力の向上につなげてまいります。

宿泊税の見直しについてでございます。近年、観光の回復に伴う観光課題の再燃や、それによる観光に対する市民意識の減退、あるいは観光客の一部エリアへの集中といった課題に直面する中で、多様で奥深い魅力をいかした観光の推進や市民生活と観光の更なる調和・両立を図るための施策の推進と、そのための財源

確保が必要となっています。こうしたことから、今回宿泊税の税率の引上げを提案させていただきました。

宿泊税の税収を有効に活用し、幅広い観光振興や文化や景観など、京都の魅力を高める取組を更に推進することで、税率引上げの影響を抑えつつ、観光客のリピーター化や長期滞在の促進、さらには市民生活の豊かさの向上につなげてまいります。

加えて、公共交通機関の混雑といった観光課題への対策に取り組むとともに、正確かつ効果的な情報発信を行うことで、市民の皆様の暮らしと観光をつないで、観光客の皆様を温かく迎えていただけるような環境土壌を築いてまいります。

こうした取組を総合的に進めることによって、また地域の方々や事業者の皆様のお意見もしっかりとお聴きしながら、施策、事業の更なる磨き上げを行い、市民、観光客、そして事業者3者の満足度が高い持続可能な観光を実現してまいります。

以下の御質問については関係理事者から答弁させていただきます。

議長（西村義直） 山本文化市民局長。

〔山本文化市民局長登壇〕

文化市民局長（山本ひとみ） ワールドマスターズゲームズ2027関西についてでございます。4年に1回開催されている国際的な生涯スポーツの祭典ワールドマスターズゲームズが、2年後の令和9年5月いよいよ本市を含む関西一円で開催されます。本市では、開会式のほか、陸上競技やバドミントン、空手道、スカッシュの四つの競技開催が予定されており、令和7年度は、多くの市民の皆様に参加、応援いただけるよう、効果的な広報を積極的に展開して機運醸成を図り、大いに盛り上げてまいりたいと考えております。

あわせて、会場となるスポーツの聖地西京極総合運動公園をより快適に御利用いただくため、トイレのリニューアルなどの環境整備も行い、魅力的な大会を目指して着実に進めてまいります。

おおむね30歳以上であれば、誰もが参加できるワールドマスターズゲームズをスポーツの力で京都を活性化させる絶好の機会と捉え、生涯スポーツの振興や健康長寿のまちづくりの推進はもとより、多様な文化の交流、人と人との触れ合いを通じて誰もが生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議長（西村義直） 並川保健福祉局長。

〔並川保健福祉局長登壇〕

保健福祉局長（並川哲男） 障害のある方向けのショートステイの体制整備についてでございます。ショートステイは、障害のある方の一時的な入所先であるとともに、ケアラーとなる御家族のレスパイトにも寄与するものとして、地域生活を送るうえで重要なサービスであると認識しています。

本市では、はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランにおいてニーズ調査を踏まえた今後の利用者数を見込んでおり、十分なサービスの確保に向けて設置促進に取り組むとともに、どのような障害があっても必要な支援が受けられるよう、サービス事業所での利用者の受入環境の整備を進めています。

御提案いただいたショートステイとデイサービスの併設は、利用者が慣れた環境や職員の中でサービスを受けることができる点で有効であり、国の社会福祉施設等整備費国庫補助金において加算措置が設けられております。一方で、運営上は、収益面や体制面において課題もあることから、障害福祉サービスの基盤整備や良質な人材の確保など安定した運営に向けた十分な財政措置が行われるよう、引き続き国に対し要望を行ってまいります。以上でございます。

議長（西村義直） これをもって質疑を終結いたします。

井上よしひろ議員。

井上よしひろ議員 議事進行について動議を提出いたします。

ただ今議題となっております議第1号から議第15号、議第17号から議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第32号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号、議第217号、議第220号、議第221号及び議第239号の31件については、現在設置されております予算特別委員会に付託のうえ、慎重審議願いたいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（西村義直） ただ今、井上よしひろ議員から動議が提出され、動議は成立しております。

お諮りいたします。ただ今の井上議員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって井上議員の動議のとおり決めます。

~~~~~

議長（西村義直）日程第3ないし日程第33、議第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、ほか30件、以上31件を一括議題といたします。

2月17日の議事を継続いたします。本案は、ただ今お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

議長（西村義直）日程第34、議第208号ないし議第216号、議第218号及び議第227号ないし議第229号、令和6年度京都市一般会計補正予算、ほか12件、以上13件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、田中たかのり議員。

〔田中予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（田中たかのり）本委員会に付託されました議第208号令和6年度京都市一般会計補正予算ほか12件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月17日の本会議で付託を受け、18日に第1分科会では環境政策局、行財政局、保健福祉局及び消防局に対して、第2分科会では文化市民局、子ども若者はぐくみ局、都市計画局、建設局及び教育委員会に対して、第3分科会では、産業観光局及び交通局に対して、それぞれ質疑を行い、21日に各分科会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の財源等を活用し、福祉、子育て、公共交通への支援や、生産性の向上、経営基盤の強化に取り組む中小企業等の後押しを行うほか、市民の安心安全につながる防災減災、老朽化対策等を推進するとともに、後年度の事業推進のため基金の積立等を行うほか、社会福祉関連経費等の過不足調整等を行うなど、国、府支出金や市債等を財源として、総額522億9,600万円を補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、補正予算全般に関しては、市民や事業者の実情を踏まえると本市の物価高騰対策は不十分であり、抜本的な対策が必要であるとの指摘、本市への投資を呼び込む環境づくりに取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、国の経済対策を踏まえた市民生活、事業者の下支えについてであります。

初めに、福祉施設、子育て施設等における運営費に対する支援に関しては、支援額の積算に用いた物価上昇率の算定根拠、報酬改定の影響を受けている高齢者施設や障害者施設に対する国の更なる支援を求めるとともに本市独自の支援策も検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市バス・地下鉄における運行維持確保緊急対策事業に関しては、市バス運賃の値上げにつながらないよう取り組む必要性、国の補助金に加えて一般会計から支援も求めるべきとの指摘、国の支援がなくなることも想定して燃料費の高騰対策など今後の経営について検討する必要性、厳しい経営状況にある中でも市内最大の公共交通事業者として公共交通を守るために持続可能な経営に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、バス運転士担い手確保・定着支援事業に関しては、民間バス事業者から効果があると評価された具体的な取組事例、バス運転士の担い手不足解消に向けた決め手となる対策の有無やその検討状況、バス運転士の定着を図るための賃上げがしっかりと行われるよう民間バス事業者に働き掛ける必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、中小企業ひと・しごと環境魅力向上支援事業に関しては、子育て中の方やケアラー、高齢者等に対する支援の内容、本事業による好事例を幅広く周知し多くの事業者に取組が広がるようにする必要性、中小企業・小規模事業者への直接的な賃上げ支援が求められていることに対する認識などについて質疑や御意見がありました。

次に、デジタル化・DX推進プロジェクトに関しては、成功事例だけでなく失敗事例も集積しデータベース化したうえで今後の事業に活用する考え、人材育成プロジェクトを先進的企業の技術を学び人脈を得られるような柔軟な仕組みとしていく必要性、本市独自の支援も考えることでITツールを活用する多様な事業が生まれるよう取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、商店街エネルギー環境整備事業に関しては、本事業を新たに行う理由、様々な活用事例を共有することで新しい発見を提供し商店街が活性化するよう取り組む必要性、高額な設備投資が必要となる創エネ事業について利用希望を見据え来年度以降の継続も検討する必要性、本事業に係る補助金を商店連盟を通じて交付することの確認、商店連盟に加入していない商店街に対して支援する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業に関しては、海外の情勢に詳しいジェトロ等の関係機関を活用し海外での販路拡大を行う必要性、関税に詳しい伴走支援のコーディネーターの知恵を借りて海外展開に積極的な事業者の支援を行う必要性、台南市における伝統産業の展示会等の開催を支援する考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、農業経営安定支援事業に関しては、申請期間を通年化すべきとの指摘、ランニングコストなどにも柔軟に使用できる補助金の在り方を検討する必要性、物価高騰等で農業者の経営が厳しいことを踏まえスピード感を持って取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、林業経営安定支援事業に関しては、ランニングコストに対する補助などの支援も行う必要性、機器や設備の導入に掛かる費用の自己負担分を負担する資力のない事業者にも幅広く支援する考え、物価高騰等で林業者の経営が厳しいことを踏まえスピード感を持って取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、賃貸住宅における備付家電の買換え・省エネ促進事業に関しては、エアコン設置済みの賃貸住宅の所有者のみを補助対象とした理由と地域の商店から購入することなどについて、補助対象者への周知を図るための具体的な方法の検討状況、事業の効果検証を徹底して行う必要性、脱炭素社会の実現の観点からも持家を含めて省エネ対策に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民の安心・安全につながる防災減災・老朽化対策等の推進についてであります。

初めに、避難生活環境の向上に関しては、備蓄物資の確保に際して府や他都市等との連携状況、今回の補正予算にとどまらず避難所環境の改善を行う必要性を踏まえた今後の具体的な取組方針、本事業の実施により見込まれる段ボールベッド等の資機材の配備数、交付金の使途として段ボールベッドと間仕切りテントを選定した理由、福祉避難所を運営する施設の環境整備に係る具体的な進め方及び当該施設の反応、デジタル技術の活用や民間事業者と連携することで各福祉避難所に有効な物資の備蓄を進める必要性、福祉避難を要する妊産婦等の想定対象者数及び妊産婦等福祉避難所における家族の受入れ可否、大学等を妊産婦等福祉避難所に指定する理由などについて質疑や御意見がありました。

次に、道路、橋りょう、河川等の防災・減災対策等に関しては、道路に面する斜面の防災対策における具体的な工区及び内容、無電柱化事業全体の進捗状況及び景観系路線の現状、国道162号線川東第2工区におけるAIシステムを活用した交通誘導の取組概要及び期待する効果、土地区画整理事業の推進には地域住民とのコミュニケーションが不可欠であるとの考え、道路補修における長期計画の考え方及び必要な予算の確保状況、整備する歩道の選定基準などについて質疑や御意見がありました。

次に、学校施設の長寿命化・安全対策等に関しては、学校施設長寿命化の今後の予算確保に向けた戦略、体育館の断熱化における工事内容及び実施状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、公共施設における快適なトイレ環境の創出に関しては、優先順位を付けて快適なトイレ環境の整備に取り組む必要性、利用者に優しく使いやすいトイレとするよう取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動に関しては、国の臨時交付金を踏まえた補正予算計上の経緯、燃料費高騰等の現状を踏まえスピーディーに支援を行う必要性、本市が管理する公園における防犯カメラ設置の促進に対する考え方などについて質疑や御意見がありました。

次に、中央市場施設再整備事業、第一市場に関しては、取扱量の減少が続く中で多額の再整備事業費を掛けていることへの市民理解に対する認識、国や一般会計からの更なる支援により事業者負担を軽減し中央市場の役割を果たす考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、後年度の事業推進のための基金積立等についてであります。

まず、ふるさと納税寄付金の積立て等の増額に関しては、中間所得者層からの寄付を多く得ることの重要性に対する認識、現地決済型のふるさと納税の拡充に向けた今後の展開などについて質疑や御意見がありま

した。

次に、財政調整基金への積立てに関しては、今回の補正予算で積立て、令和7年度予算で歳入に繰り入れる予定の財政調整基金の具体的な活用内容、今回予定する積立額を減額しその減額分を国民健康保険料の引上げ抑制への支援に充当するような予算編成の手法の可否などについて質疑や御意見がありました。

次に、市庁舎整備基金廃止に伴う清算に関しては、業務集約化により区役所に空きスペースが生じている状況等があるにもかかわらず整備完了後も民間ビルの活用を継続することは市民理解が得られないとの指摘などについて質疑や御意見がありました。

次に、国民健康保険料引上げ抑制への支援、国民健康保険事業基金への積立てに関しては、政令指定都市や府下の市町村と比較したこれまで行ってきた保険料の引上げ抑制に係る取組及び被保険者一人当たりの財政支援額、保険料の費用負担に係る国や府との協議状況、これまで据え置いていた保険料を引き上げ市民の負担増を招く本市の方針転換への疑問、市民の暮らしから目をそらし市民負担を上げることありきの考え方は自治体の責任を放棄しているとの指摘、制度を持続可能なものとするために早い段階で保険料を引き上げるべきであったとの考え、保険料抑制に向けて他都市よりも手厚く行っている本市の財政支援の状況をしっかりと市民に伝える必要性などについて質疑や御意見がありました。

そのほか、大阪・関西万博京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業に関しては、府内全域への周遊促進に本市の予算を投入することに対する認識、本市の様々な取組を発信し万博に訪れた方を本市に誘導する必要性、集客を図る一方で混雑対策を行うなど矛盾した事業を行っているように市民が感じないよう取り組む必要性、貴重な一般財源を万博関連経費に投入するのではなく事業者支援に使うべきとの指摘、京都駅周辺の今後の活性化につなげ観光と市民生活の調和に向けた契機にする必要性、関連事業に係る市民向けの周知を強化し市民が文化芸術を基軸としたまちづくりを実感できるよう取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、既存住宅の取得支援による若年・子育て世帯の定住・移住促進に関しては、現在の受付状況及び手続待ちの状況、市民等からの要望を踏まえ事業実施期間の延長を検討する考え、好評であった本制度を広く周知し市外の若い人にも選ばれるまちの推進につなげる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、木造住宅の耐震・防火対策に関しては、より多くの人が利用できるよう事業を周知徹底する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民窓口課における行政キオスク端末案内等業務委託の充実によるフロントヤード改革の推進に関しては、今後の行政キオスク端末導入に当たっては外国語対応を含めて進める必要性、個人情報取り扱いや今後の人員体制も踏まえ民間委託ではなく正規職員を配置すべきとの考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、戸籍への氏名の振り仮名記載業務に関しては、戸籍法の改正や国のシステム標準化により業務が簡素化する可能性などについて質疑や御意見がありました。

次に、人件費や社会福祉関連経費などの過不足調整に関しては、HPVワクチンのキャッチアップ接種の期間延長の条件及び期間延長に係る周知の状況、施設型給付費等の増額補正が人件費等補助金に与える影響、多額の人件費の減額補正をせずとも済むよう更なる正規教員の確保につながる予算編成に努める必要性、就学援助費の減額理由及びこれまでの推移、今後も継続が見込まれる学校園における光熱費高騰への令和7年度予算での対応方針などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただきましたところ、議第208号については、共産党議員団から修正案が提出されました。そこで、共産党議員団から提出された修正案も含め、各党派等において御検討いただき、その結果を25日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラム、改新京都の各議員団及び無所属の繁委員、平田委員は、議第208号の共産党議員団の修正案には反対し、原案に賛成する。その他の議案については、いずれも原案に賛成する。そのうえで、公明党議員団は、議第208号及び209号に1個の付帯決議を付す。共産党議員団は、議第208号については修正する。議第211号及び227号から229号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成する。無所属の井崎委員は、議第208号の共産党議員団の修正案に賛成し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第

211号及び227号から229号については多数をもって、残余の議案9件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、議第208号及び209号に1個の付帯決議を付すことに決定した次第であります。

以下、付帯決議を申し上げます。

議第208号及び209号に対する付帯決議

京都市において国民健康保険料の引上げが避けられない状況となっていることについては、制度の持続可能性の確保という観点から一定の理解を示すものである。しかしながら、昨今の物価高騰や経済状況の悪化により、市民の生活は一層厳しさを増しており、国民健康保険料の引上げは被保険者に少なからず影響を及ぼすものである。

こうした状況を踏まえ、本市として、被保険者である市民の経済的負担軽減を国保の重要課題と位置付け、府及び国に対し、財政支援の拡充と制度の抜本的な見直しを引き続き強く要望していくことを求める。

以上であります。これもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） この場合、玉本なるみ議員ほか13名から議第208号に対し修正案が提出されておりますので、併せて議題といたします。議第208号の修正案の説明を求めます。玉本なるみ議員。

〔玉本なるみ議員登壇（拍手）〕

玉本なるみ議員 日本共産党京都市会議員団は、市長提案の議第208号2024年度一般会計補正予算案に対する修正案を提案しておりますので、私は、議員団を代表して、趣旨説明をさせていただきます。

補正予算修正案の内容は、国民健康保険料の引上げ抑制への支援35億3,900万円に、さらに国民健康保険料の引上げの影響額32億円と同額を増額するということです。財源としては、補正予算案において、財政調整基金に積み立てる101億6,100万円から充てるという提案であります。

理由は、物価高騰が続く今、国民健康保険料を上げるべきではないからです。年金や賃金は少々上がっても、物価高騰には全く追い付いてはいません。食料の調達にも苦勞している中で、医療を受けるために必要な国民健康保険料の負担の増大は、暮らただけでなく命にも関わる問題です。保険料の滞納が続くと、10割負担となる資格証明書の発行がされ、医療に掛かりにくくなり手遅れになるという事態は絶対に起こしてはなりません。

市長は、国民健康保険の本質は相互扶助だと説明されました。しかし、それは古い法律の話です。歴史的に見ると、1938年施行の旧国民健康保険法では、国民健康保険の目的を相扶共済の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に関し、保険給付を成すとしていましたが、1959年施行の新国民健康保険法第1条では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することが目的とされ、第4条では国、都道府県、市町村の責務が規定されています。したがって、社会保障の制度であり、国民皆保険制度の土台となるものです。自営業の方や仕事を退職後などに加入し、医療を受ける権利を保障するものであり、日本国憲法第25条にうたわれている生存権に基づく制度であります。

京都府や国への支援を求めることはもちろんですが、本来、今でも高い保険料は引き下げるべきです。少なくとも来年度の保険料の負担の増大を回避するために、国保料を上げないと政策判断をするべきです。

以上、同僚議員の皆さんの御賛同を求めまして修正提案といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。やまね智史議員。

〔やまね智史議員登壇（拍手）〕

やまね智史議員 日本共産党京都市会議員団は、議第208号令和6年度一般会計補正予算について、我が党提案の修正案に賛成するとともに、原案にも賛成の態度を表明していますので、以下、その理由を述べます。

まず、今回の補正予算に対して、修正案を提案した理由については、玉本議員が提案説明で述べたとおりです。

補正予算審議の中では、財政調整基金への積立てを101億6,000万円ではなく70億円にし、国民健康保険料引上げ抑制への支援を32億円増やすことは可能であるかと質疑した際、財政当局からは、政策判断の中で、

どこに財源を投入するか変更は可能であるとの答弁がありました。保険料を引き上げないという選択が可能であるにもかかわらず、5年連続で保険料を引き上げるといふ松井市長の政策判断は、余りにも市民生活の実態を見ないものと言わなければなりません。大変な物価高騰の中、国民健康保険料を引き上げるとは、正に市民の暮らしを追い詰めるものとなります。

国民健康保険は、相互扶助ではなく社会保障です。値上げにより保険料が払えず、滞納者が増え、医療が受けられない事態が起こることは絶対に避けなくてはなりません。市民の命と健康を守るために、国に対して国庫負担分の増額を強く求め、京都市としても独自に保険料引上げ回避のための予算措置を行うことは、自治体としての当然の責務ではありませんか。

以上の理由から、財政調整基金への積立て101億6,000万円から32億円を国保料引上げ抑制への支援へ回す修正案に賛成するものです。

次に、補正予算に含まれるその他の課題について述べます。

まず、大阪・関西万博京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ事業についてです。昨年11月に京都府が結果を公表した京都府子どもの大阪・関西万博体験支援事業に係る意向調査では、京都市内の322校中187校、58パーセントが利用しないと回答しました。実に6割近くの学校が万博不参加を表明したことになります。この2月に行われた毎日新聞の世論調査でも、大阪・関西万博に行きたいとは思わないが67パーセントを占め、行きたいと思う、16パーセントを大きく上回る結果となっています。また、大量のメタンガス検出など、大阪・関西万博は、危険で無駄、さらにその後のカジノが目的であり、今や多くの国民が望んでいないことは明白です。時代遅れの巨大開発は、機運醸成も含め税金を投入すべきではなく、事業の見直しを強く求めます。

次に、市民窓口課における行政キオスク端末案内等業務委託の充実によるフロントヤード改革の推進についてです。区役所・支所に来られた皆さんへの寄り添った対応が重要であることは言うまでもありません。今回提案されている中身は、区役所の記載台での記入補助やスマホ操作支援を民間事業者への委託によって充実させるというのですが、市民の個人情報に触れる仕事が継続して必要となるなら、そもそも区役所・支所に市の正規職員をきちんと増員配置するべきではないでしょうか。区役所の職員が目の前の業務に追われていることは京都市も認めています、その原因は門川市長時代の人員削減、3,000人いた区役所職員を2,000人にまで激減させたことにあることは明らかです。市当局は、スマート区役所をより一層加速し進めることで職員にゆとりが生まれ、福祉現場に出ていって市民相談に乗る、地域の困りごとに適切に対応との旨を答弁していますが、一方で、業務量が減ったら減った分だけ、体制の見直しは必要とも述べており、更なる人員削減を否定しておりません。区役所・支所には生活困窮者、制度を詳しく聞きたい方、高齢者、障害者、ICT機器操作が苦手な方、様々な事情を抱える方が来られます。住民に最も身近な区役所・支所から市職員を削減するのではなく、思い切った増員こそ求められていることを重ねて指摘します。

また、繰越明許費の中には、京都駅新橋上駅舎自由通路の事業費が含まれていますが、JR京都駅の改造に巨額の税金を投入することはやめるべきと改めて指摘しておきます。

次に、今回の補正予算に賛成する理由です。福祉避難所の備蓄物資、設備確保支援、高齢者、障害者施設、児童福祉施設等における運営費への支援、社会福祉関連経費等の不足調整、予防接種費用、保育園、認定こども園、小規模保育、幼稚園の公定価格10.7パーセント上昇に伴う給付費等の不足対応、学校、幼稚園への光熱費高騰への対応、学校施設の長寿命化・安全対策等、地域公共交通への支援、バス運転士担い手確保支援、鉄道設備への補助、子育て世帯への住宅確保支援、木造住宅の耐震・防火対策、道路、橋梁、河川等の防災・減災対策、賃貸住宅における備付け家電の買換え、省エネ促進、中小企業、商店街、伝統産業、農業、林業への支援など、これらはいずれも必要なものであり更なる充実を求めるものです。

以上、今回の補正予算への賛成理由と共に、市民の命、生活最優先となる予算への修正を重ねて求めて、私の賛成討論といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第208号を表決に付します。

初めに、玉本なるみ議員ほか13名から提出の修正案について表決を採ります。

本修正案のとおり、修正することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）少数であります。よって本修正案は否決されました。

次に、議第208号の原案を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第211号及び議第227号ないし議第229号を一括表決に付します。本案は委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案8件を一括表決に付します。本案は委員長報告のとおり原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今議決いたしました議案に対する付帯決議についてお諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり、議第208号及び議第209号に1個の付帯決議を付すことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）多数であります。よって委員長報告のとおり決します。

~~~~~

議長（西村義直）本日はこれをもって散会いたします。

〔午後4時27分散会〕

~~~~~

議 長	西 村 義 直
副 議 長	平 山 よ し か ず
署名議員	山 本 し ゅ う じ
同	く ま ざ わ 真 昭